

クリーンセンター建設事業  
環境影響予測評価評価書案の  
意見書に対する見解書の概要

平成21年4月

秦 野 市



**クリーンセンター建設事業**  
**環境影響予測評価書案に係る意見・見解書について**

**1 手続き及び経緯**

- (1) 予測評価書案の意見書提出期間      平成21年1月9日 ～ 2月23日  
(2) 予測評価書案の意見書提出数          49通  
(3) 意見見解書の提出                      平成21年4月17日  
(4) 意見・見解書の縦覧期間              平成21年4月24日 ～ 5月25日

**2 地域別意見書提出状況**

地域	区分	意見書総数		うち関係地域	
		意見書数	提出者数	意見書数	提出者数
	秦野市	45通	20人	39通	14人
	伊勢原市	—	—	—	—
	平塚市	2通	2人	0通	0人
	中井町	—	—	—	—
	その他	1通	1人	0通	0人
	県内	48通	23人	39通	14人
	県外	1通	1人	0通	0人
	合計	49通	24人	39通	14人

注) 意見書提出者の住所により区分しています。

－ 本書の閲覽にあたって －

(1) 意見・見解の分類について

49通(24名から提出)の意見書(1通に複数の意見が記載されている場合もあります)について、事業者で意見を分類するとともに、主な意見・見解を概要として記載しています。

(2) 用語について

本書においては、使用頻度の高い用語をそれぞれ次のとおり簡略化しています。

正式用語	簡略用語
神奈川県環境影響評価条例(昭和55年10月20日 神奈川県条例第36号)	条 例
神奈川県環境影響評価技術指針(平成10年2月6日 環審第73号)	技術指針
神奈川県環境影響評価審査会	審査会
クリーンセンター建設事業	対象事業
クリーンセンター建設事業環境影響予測評価実施計画書	実施計画書
クリーンセンター建設事業環境影響予測評価書案	予測評価書案
クリーンセンター建設事業環境影響予測評価書	予測評価書
秦野市伊勢原市環境衛生組合	二市組合

## 環境影響予測評価書案の意見書に対する見解書の概要

### 0 事業内容

主な意見の概要	意見に対する見解の概要
<p>生ごみを分別して処理すれば、堆肥などの資源になり、水分の多い生ごみを取り除けば、ごみ焼却施設の効率化につながり、現行の伊勢原ごみ焼却施設で十分であり、「老朽化」はデタラメ。</p>	<p>■クリーンセンターの建設目的について 伊勢原清掃工場の180t/日及び90t/日の2つの焼却施設は、今年でそれぞれ33年と24年を経過する古い施設です。日常の管理には細心の注意を払っていますが、特に180t/日焼却施設は、将来に向けて安全で安定的なごみ処理を継続するという観点から、クリーンセンターへの更新が急がれます。</p>
<p>現在使用の炉は耐用年数を経過しているとのことですが、その部分は交換や修理がなされ、ダイオキシン対策も施行済みとの話を聞いている。老朽化したとは考えられない。</p>	
<p>ごみを燃やせば収集不能のチリにして大気に拡散させるだけです。空をごみ箱にしていいいわけがありません。市長は次世代にごみ焼却工場を残すのではなく、よい環境をこそ残すべきです。</p>	
<p>本計画は最初の用地選定をさももっともらしく平成9年7月16日秦野市議会全員協議会の了承を得て専任組織を立ち上げて検討したことになっていますが全くのたらめである。このことは周辺住民の疑問に正確に説明していないし、用地は「組合施行の曾屋加茂川土地区画整理事業の保留地を活用」と平成10年9月11日秦野市議会全員協議会了承したはずである。しかるに地元地権者の了承が得られそうもないという理由でいとも簡単に「現し尿処理跡地」平成15年3月25日用地変更秦野市議会全員協議会に諮り変更し、同日に市組合へ回答、翌日二市組合議会議員連絡会了承した。当初から4候補地等はすべて当て馬にすぎなく、秦野市がこの建設計画を引き受けた時から「現し尿処理跡地」移転、ごみ焼却場建設のシナリオができていた。そしてこの事実をひた隠しにして丁寧にしかも市民（住民）が納得できる説明を未だにしていない。</p> <p>秦野市と二市組合はあらかじめ「ごみ焼却場建設予定地」（必要面積5～6ヘクタール）の用地確保の見込みが全くないのに曾屋加茂川地区（民有地）を1番候補地と机上だけで評価している。</p> <p>用地選定の疑問について (1)なぜ弘法山山麓が候補地になったのか納得がいかない。大気汚染、その他市民や周辺住民が不安に思ういろいろなリスク障害が一番少ないので、この土地の適性が他より優れているという説明なら解る。</p>	<p>■用地選定経過について クリーンセンターの立地の検討につきましては、平成10年5月にクリーンセンター用地選定のための専任組織を設置し、周辺環境への影響を十分に考慮した上で、広域処理体制の維持、自区内処理の原則及び伊勢原清掃工場との連携など、拠点施設としての位置づけから1次選定を行い、工業系用途地域内及び市街化調整区域内でクリーンセンター及び余熱利用施設等の関連施設の建設に必要とされる約4～5ヘクタールの用地について、抽出作業を実施し、自然環境保全地域、取水場、水源の森林エリア、保安林、農業基盤整備地区は除外し、更に抽出した用地を地形（断層の有無）、地質（軟弱地盤、地盤沈下の有無）、地下水（水脈・水位への影響の有無）の項目で調査した中で、曾屋加茂川地区、名古屋木地区、羽根地区、栃窪地区の4候補地を選定したものです。</p> <p>次に2次選定として、都市計画上の評価として、旧建設省が定めた「計画標準」及び(社)日本都市計画学会が定めた「都市計画マニュアル」を参考に都市計画上の制限等について4候補地の評価を行いました。</p> <p>また、平成9年3月に二市組合が作成しました「廃棄物循環型社会基盤施設整備事業計画（CRT計画）」上の評価を行い、最終的には、秦野衛生センター東側の未利用地を有効活用できること、広域機能が保たれる地理的位置にあること、収集運搬の効率性を実現できることやアクセス道路についても都市計画道路が計画されていること等の理由により曾屋加茂川地区を最終候補地として選定したものです。</p>

<p>(2)大根公民館での用地選定の質問に担当者は、道路事情の良いことだけを述べて終わったので、再度安全性の問題も期待しての間に、「300メートル以内に学校、病院などがいないこと、データ上問題がない」と簡単な説明に終止。</p> <p>(3)思うに、担当者の方の市民の安全性に対する説明が、あまりにも後ろ向きな姿勢にかえて多く不信を抱いたのが正直な感想。</p>	
<p>ごみ焼却場建設予定地の曾屋加茂川地区(民有地)の地権者の承諾が得られないと言って用地選定委員会へ諮ることもなく(従って他の単なるあて馬の3候補地や他の土地についての用地確保の作業も一切なく、秦野市議会全員協議会へ報告し、当時の秦野市長がいきなり平成15年2月に「現し尿処理跡地」有効活用できる面積が1.8haしかない)へ変更したものです。曾屋加茂川土地区画整理事業を従来の方針通り支援してあくまでもこの地区(民有地)に当初目標の面積(5~6ヘクタール)の用地を当然に確保すべき努力を怠っているしかも、未だに周辺住環境の整備に何も触れていない。</p> <p>曾屋加茂川地区(民有地)の地権者の承諾が得られないといって他の3候補地である栃窪、羽根、名古屋木など他の用地確保について改めて検討しないで「現し尿処理跡地」を無理やり移転させ簡単に変更している。他の3候補地は机上だけの名前ばかりの計画であり、本当は候補地でもなんでもない市民を愚弄するための手段だったのである。用地選定委員会は10数か所の候補からもっともらしく4候補地にしぼり比較検討したことになっていますが、当初の曾屋加茂川用地確保が困難と分かった時点で改めて次点に位置付けられたほかの候補地を検討すべきであり、単なる手続きを踏んだだけの市議会全員協議会へ建設予定地の変更を提案し、地元への提案、説明、了解もなしに軽々に変更している。これは秦野市議会全員協議会を万能な神様みたいに利用しているだけだ。</p>	<p>■用地選定(変更)経過について</p> <p>平成15年3月に、クリーンセンター建設用地については、次の理由により「組合施行の加茂川(仮称)土地区画整理事業の保留地」から「現し尿処理施設廃止後の跡地」(昭和45年3月に「秦野都市計画汚物処理、ごみ焼却場」として都市計画決定済み。面積約3.5ヘクタールの二市組合所有地)に変更し、余熱利用施設については、土地区画整理事業の事業化により保留地の活用を図ることとしました。</p> <p>①現時点(平成15年3月)では、土地区画整理事業の円滑な推進に必要な地権者の同意が困難であること。</p> <p>②老朽化が進む伊勢原清掃工場180t施設の現状とクリーンセンター建設に必要な事業期間とのかね合いから、これ以上の計画の遅延は許されない事情にあること。</p> <p>③し尿処理施設はいずれ移設しなければならないこと。</p> <p>最終的な手続きとして、平成15年3月25日開催の本市議会全員協議会の了承を得て、同日付けで二市組合に回答し、翌26日に開催の二市組合議会議員連絡会で協議され、了承を得たものです。なお、この件につきましては、地元自治会に対して、変更せざるを得なかった理由や経緯などの説明をさせていただきました。</p>
<p>新規処理施設の処理能力算出の説明不足</p> <p>今回、180t焼却施設の更新新設を理由に、200tに能力を高める計画は。次に更新が控えている90t施設の能力の先取りをしていることでもあろうことは、解らないわけではないが、日本の総人口が減少に転じていること、ごみの減少とりわけごみは再生資源であるという国家的な運動の中にあって、施設能力200tにした説明を要求します。</p>	<p>■クリーンセンターの処理能力について</p> <p>伊勢原清掃工場には180t/日及び90t/日の2つの焼却施設がありますが、クリーンセンターは、180t/日焼却施設の更新施設と位置付けています。一方の90t/日焼却施設はクリーンセンターが稼動する予定の平成24年度以降も焼却処理を続けますので、当面は2施設体制でごみ処理を進めることとなりますが、現在の計画では、90t/日焼却施設は、稼動から32年を経過する平成30年度には有機性廃棄物資源化施設への更新を想定しています。</p> <p>クリーンセンターは、焼却施設が1施設となる平成</p>

	<p>30年度の1日あたりの焼却対象ごみ量の推計値約147tを基に、ごみ処理施設整備の計画・設計要領に基づき日量200tと算定しました。</p> <p>なお、平成30年度の焼却対象ごみ量は、今後、本市及び伊勢原市のごみ処理基本計画を基に推計していますので、人口の推移や今後両市が進めるごみの減量・資源化施策などを加味しています。</p> <p>また、90t/日焼却施設の更新施設となる有機性廃棄物資源化施設については、今後の廃棄物資源化技術の動向等を見極めながら、適切な時期に改めて更新計画を定めたいと考えます。</p>
<p>焼却炉の処理能力が日量約200トンとしている。内訳は100トン×2炉である。秦野市、伊勢原市の人口は2008年10月1日現在269,800人、隣接する平塚市の人口は同日現在で260,768人である。それなのに平塚市の焼却炉は98トン×3炉で294トンの処理能力がある。秦野市・伊勢原市の方が人口の多いのに処理能力が少ないのである。</p> <p>焼却炉は一年中フル運転で稼働しているわけではないので一概に比較できないが常識的に理解できない。又、焼却炉は定期的なメンテナンスや想定外の事故等で稼働を停止しなければならない場合がある。片肺運転が長期間にわたれば他自治体に焼却業務の依頼を仰がねばならないがそうした対策は考慮してあるのでしょうか？</p>	<p>■施設規模の算定について</p> <p>クリーンセンターの施設規模は、本市及び伊勢原市のごみ処理基本計画で示す、平成30年度の1日あたりの焼却対象ごみ量の推計値約147tを基に、ごみ処理施設整備の計画・設計要領に基づき日量200tと算定しました。[147t/日÷280日/365日(実稼働率)÷0.96(調整稼働率)≒200t/日]</p> <p>なお、施設規模の算定にあたり、他の自治体へ焼却依頼をすることがないように、補修整備期間、補修点検期間などを考慮しています。</p> <p>また、対象事業の実施にあたり、事故等の発生がないよう万全の体制で臨みます。</p>
<p>まずこのクリーンセンター建設事業のそもそもに於て反対です。まず燃焼だけの発想については人類将来へ向っての悠大な生存について根本的に考え、発想し、計画すべき国家的視野での抜本的に企画するものであるにもかかわらずこの点についての市民的討議と国民的論議のないことに日本の政策について悲しいかぎりであります。子々孫々への遺産として、立派なものを手渡すことが出来るのでしょうか。この点をあくまでも問いたいと思います。</p>	<p>■ごみの焼却処理について</p> <p>クリーンセンターにつきましては、循環型社会の構築という基本的な考え方に基づき、まずは、市民・事業者・行政がそれぞれの役割の中で、可能な限りごみを減量・資源化し、その結果、どうしても発生する可燃ごみを焼却処理し、同時に熱エネルギーを回収する施設として位置付けています。</p> <p>また、資源の循環を視野に入れたごみ処理行政を推進するため、将来的には、現在の伊勢原清掃工場90t/日焼却施設の更新施設として、生ごみなどの有機性廃棄物の資源化施設をごみの中間処理体系に加えることを想定しています。</p>
<p>CO<sub>2</sub>削減が地球規模で喫緊の課題として要請されている現状においてシステム全体として大量のCO<sub>2</sub>を排出し、ストックホルム条約で確認されている相当種、相当量の毒物を排出する廃棄物焼却施設は、環境汚染、健康被害をもたらす最大の元きょうの1つであり、その建設を一切行ってはならない。</p>	
<p>地球温暖化もんだいの解決のためにも「もやす」から資源化への努力が一層必要なときに、れんぞくうんてんが必要な大型炉で「なんでももやす」方向へ後退することが心配です。</p>	

<p>循環型社会形成の推進をすると述べられているが、ここで示されていることはエネルギーの有効利用と焼却灰の資源化のみであり、現在、国や県、市が進めている大量消費、大量廃棄からの脱却のための再利用、廃棄物の抑制によって燃やすゴミの減量化という最も基本的な施策によってゴミが少量化した場合、計画のような大型焼却炉を燃やし続けるゴミの量が存在しつづけるでしょうか。このことは、現在進められているゴミ減量化の方向と矛盾するのではないのでしょうか。</p>	
<p>秦野市はごみ処理を焼却に頼る政策から資源化の政策に変更すべきと考えます。 具体的には分別の強化による資源化や、生ごみの堆肥化等を環境負荷の視点から比較検討すべきと考えます。</p>	
<p>ごみ焼却場を新設することによって、周辺自治体のごみも盆地の中の焼却場で焼却される危険性があるということである。</p>	<p>■ごみ処理計画について クリーンセンターでは本市と伊勢原市以外のごみを焼却する計画はありません。 なお、ごみ焼却施設の故障時等の稼働停止など緊急時には自治体間で協力し合うことは必要と考えます。</p>
<p>秦野市、伊勢原市全体でゴミ減量を進めれば、また生ゴミ、せんてい枝などを焼却ゴミから除けば、それぞれ100t/日程度で済むはずである。 秦野市は二宮町、中井町との広域行政推進協議会をつくり、三自治体の結びつきを日増しに強めている。二町などは秦野市との合併を望んでおり、200t/日の規模は、また御門の立地条件は、それらの事を十分視野に入れ、いや「計算に入れての事」だという事なのでしょう。</p>	
<p>これまでに建設計画のパンフレットなどで示されたごみ焼却場建設に伴う約束事である次の諸項目について、すなわち、「人々の集う広場」、「緑豊かな広場」、「自然共生型施設計画」、「モニュメントとなる煙突」、「高木化、グリーンベルト（緩衝帯）」、「環境教室、市民工房」、「周辺環境整備」、「余熱利用施設」、「弘法山への歩行者道路整備」、「収集車両による交通問題」、「道路整備計画」、「施設立地による環境イメージの低下への対策」、「公共施設の整備」、「環境影響物質の拡散問題」、「施設の安全性」、「周辺住民への健康被害の予測」等何一つ具体的に示されていない。</p>	<p>■ごみ焼却施設建設に伴う付帯施設等について ご指摘の事項につきましては、クリーンセンターの基本コンセプト（①人と環境に優しい安心・安全な施設づくり ②弘法山公園と調和したまちづくり ③ごみの持つエネルギーを有効利用できる施設づくり ④資源循環型社会のシンボルとなる施設づくり）に照らした整備イメージを全国の事例から抜粋して整理したもので、これまでに作成したパンフレット等で紹介させていただきました。 クリーンセンターについては、住民の皆様が安心して生活が送れますよう、安全を最優先に整備を進めます。現在行っている条例に基づく環境アセスメントは、クリーンセンターの建設、稼働により生じる環境の状況変化を予測・評価するものですので、その結果に応じ、適切な公害防止及び自然環境の保全のための措置や施策を実施し、安心・安全の確保に努めてまいります。 また、余熱利用施設をはじめとする還元施策については、住民の皆様の利便性や快適性を高めるために必要とされるものについて、先進事例の視察等を行うとともに、住民の皆さまと十分に話し合い検討していきたいと考えています。</p>

<p>溶融炉方式を導入した自治体の例を見るならば、溶融炉は稼動時に事故が多発しています。予定地には活断層がはしっているとの調査結果もあり地震により事故が発生するおそれもあります。様々な原因による事故のために予期しない有害の排ガスが出てはならないので、事故発生時の安全対策の詳細について示してください。</p>	<p>■溶融炉の安全性について</p> <p>溶融方式については、既に多くの自治体での稼動実績があります。</p> <p>クリーンセンターの設計にあたっては、信頼性の高い機器で構成するとともに、高度な制御システムの採用等で充実を図り、機器の故障や操作ミスにおいても安全側に機能するフェールセーフ設計、設備の二重化による安定処理を行うとともに、地震時における緊急停止システム等の採用により安全の確保に努めます。</p> <p>また、施設の維持管理においては、日常点検や定期点検を実施し、必要に応じて適宜補修や修理を行い、機能の確保に努めます。さらに、作業員の安全教育、操作員の運転教育を実施するとともに、通常時及び緊急時における作業のマニュアル化により、事故防止に努めてまいります。</p> <p>なお、平成9～10年度にかけて神奈川県が実施した秦野断層・渋沢断層に関する調査結果では、建設用地に活断層が存在するという報告はありませんでした。</p>
<p>他市での事故、ランニングコストを含めて少くない問題をかかえている「やっかいな炉」について心配しています。</p>	<p>■建設予定地内の緑化計画について</p> <p>植栽緑化計画に記載した樹種は、「秦野市まちづくり条例施行規則」において、新たに植栽する場合の標準の樹種として示されているものです。施工にあたり、ご意見の丹沢由来の樹種並びに本市の木「サザンカ」、伊勢原市の木「シイ」を含め、地域特性に合った樹種を検討したいと思います。</p>
<p>建設予定地内の造成緑地に使用する樹種については、表4-3-13の植栽計画に記載されているが、できる限り丹沢由来の樹種を採用することを提案します。</p> <p>秦野市の木であるサザンカが抜けているが、抜いた理由の説明を要求します。</p> <p>同様に、伊勢原市の木は抜けていないのかの調査を合わせて要求します。</p>	<p>■施設での消費電力、ガス、燃料、活性炭、消石灰等の消費量について</p> <p>場内消費電力については、約2,000kW/時を想定と記載（予測評価書案P.640）し、「高圧ガス」は評価項目に選定し、使用する高圧ガスの種類、貯蔵量等については、予測評価書案P.598に記載してあります。また、燃料については、「安全（危険物等）」を評価項目として選定し、燃料（灯油）の貯蔵量等について、予測評価書案P.603に記載してあります。</p> <p>また、活性炭、消石灰の薬剤については、「安全（危険物等）」の予測評価対象ではありませんので、予測評価書案への記載はしていませんが、消石灰は概ね年間500t、活性炭は概ね年間30t使用する予定です。</p> <p>なお、供用開始後の関係車両の走行台数、貯蔵する高圧ガス量等は各ごみ処理方式の中で環境への影響が最大となる方式で評価をしています。</p>
<p>ごみ処理施設建設事業は、計画する自治体の財政規模を上回るのが一般的です。自治体の建設費負担割合は、国庫補助金によって全体の20%未満ですが、25年前後</p>	<p>■維持管理費用等について</p> <p>供用開始後も引続き高い行政サービスを供与できるように努力します。</p> <p>供用開始後の施設補修経費を含めた維持管理費を</p>

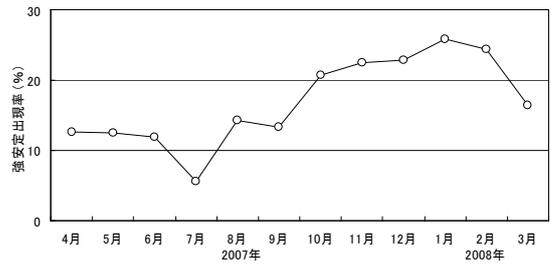
<p>の施設寿命の期間中に建設費相当の補修経費が必要と言われ、その補修経費を含めた維持管理費用は、全て自治体の負担となります。</p> <p>従って、ごみ処理施設が自治体の財政基盤を将来にわたり損なうことなく、地域の発展と安定の基盤施設とするためには、「ごみ処理基本計画」に基づいたかつ供用開始後の維持管理にも配慮した施設内容を具体的な設計仕様にして、自治体の狙いを明確に提示することが重要だと思います。これにより、メーカーから精緻な企画提案が得られ、行政側の的確な判断・選択の機会がうまれるのではないかと思います。</p>	<p>考慮した、施設内容を設計仕様等に明確に提示することは重要であり、プラントメーカーからの技術提案等を参考に維持管理費が低減できるよう今後も的確な判断・選択に努めます。</p>
<p>計画ごみ質（123頁）、表4-3-9の内容であるが項目別に水分等の%が掲載されている。低質ごみで57.3%、基準ごみで50.4%、高質ごみで38.4%とあるが理解に苦しむ。他自治体に聞いたデータと比較して桁違いの数値である。特に低質ごみの57.3%というのは話の種に現物を拝見したいものである。含水率の高いごみは燃焼率を下げ、助燃のため多量のため多量の燃料（重油等）が必要となる。各家庭にて水分を極力絞って出すように啓蒙するのが先だ。</p>	<p>■計画ごみ質の水分量について</p> <p>計画ごみ質設定の基となった、ごみ質測定におけるごみサンプリングは、伊勢原清掃工場のごみピットから採取しています。参考までに、環境省廃棄物処理技術情報の平成18年度一般廃棄物処理実態調査における県内37施設のごみ質の平均値は、水分49%、灰分6%、可燃分45%です。また、他自治体の計画ごみ質と比較しても大きな違いはありません。</p> <p>なお、本市と伊勢原市の「ごみ処理基本計画」においても、家庭ごみの排出抑制策の1つに、生ごみの水切の徹底等のPR活動を掲げ、ごみの減量に取り組んでいきます。</p>
<p>生ごみを分別して処理すれば、堆肥などの資源になり、水分の多い生ごみを取り除けば、ごみ焼却施設の効率化につながり、現行の伊勢原ごみ焼却施設で十分であり、「老朽化」はデタラメ。</p> <p>盆地は大気汚染に弱いという科学的常識にのっとり、クリーンセンター（ごみ焼却場）建設を中止し、生ごみの分別を市民に呼びかける道を、秦野市は選択してもらいたい。</p>	<p>■生ごみの分別について</p> <p>生ごみの分別・資源化につきましては、現在、家庭用生ごみ処理機の購入に対する補助や本市ではモデル地区による分別収集の実施などに取り組んでいるところです。</p>
<p>今回のクリーンセンター建設事業とは直接的には関係しないが、90t処理施設の更新が時間を置かず具体的な検討に入るものと予想します。右に習えでは無いことは先般の説明会での質疑でその姿勢は理解できました。</p> <p>そこで改めて提案として、90t処理施設については焼却施設ではなく、生ごみ、植物等のバイオ処理による、エネルギー化と、堆肥化を目的とする施設にすることを提案します。</p> <p>生ごみを単独で家庭から排出方法については、検討課題が多くあることは理解している。しかし、地球規模で食料の不足、食に対する安全、またフードマイレージ等から、地産地消が見直されこれを続けなければ、日本の食糧問題は解決することはできないといわれている現</p>	<p>■伊勢原清掃工場90t施設について</p> <p>現在の伊勢原清掃工場90t/日焼却施設の更新施設として、平成30年度を目標に、生ごみなどの有機性廃棄物の資源化施設をごみの中間処理体系に加えることを想定していますが、このことは両市の市民に多大な負担と協力をお願いすることになります。今後の廃棄物資源化技術の動向等を見極めながら、適切な時期に改めて更新計画を定めたいと考えます。</p> <p>なお、生ごみの減量・資源化の方策として、生ごみ処理機購入補助、本市では生ごみのモデル地区での分別収集を行っていますが、これらについては、広報等で市民の方々に周知し協力を呼びかけているところです。</p>

<p>状を市民に説明し、生ごみの有効利用を理解させることが必要であります。その見返り（？）として、堆肥化のオーナー（義務の履行者）には、野菜の引き換えチケットを発行する等の方策を採ることで、市民総員の努力で焼却する生ごみの総量を減らす運動を、今のうちから広報活動、試験的実践活動等により市民に見せておくことが必要と考えます。</p>	
<p>秦野市の都市計画は何も機能していない。将来の展望もない。20年、30年以降の計画が全く示されていない。人口密集地を避けて誰もが納得できる計画が何もなく、しかも検討すらしようとしなない。</p>	<p>■都市計画について  クリーンセンターは、「秦野都市計画汚物処理、ごみ焼却場」として都市計画決定済みの現し尿処理施設廃止後の跡地で建設を進めてまいります（条例に基づく環境アセスメントの手続きに合わせて「汚物処理」を廃止する手続きを行っています）。新設したクリーンセンターも、一定の期間が経過すれば施設の更新時期が必ず訪れますが、その更新施設については、建設場所の問題を含めて、本市、伊勢原市及び二市組合で別途協議しなければならない重要な課題と考えています。</p>

# 1 大気汚染

主な意見の概要	意見に対する見解の概要																																		
<p>既存資料の利用が偏っていること</p> <p>既存資料の調査において、建設予定地より遠い所にある秦野市役所の一般環境大気汚染測定局のデータは採用しているが、建設予定地により近い本町にある自動車排ガス測定局のデータは採用していないのは問題である。大気汚染測定局の名目は一般環境と自動車排ガス測定局と異なっているが、実際の大気には区別がない。より近い距離のところにある大気がより大きな影響を与える。秦野市市役所にある一般環境測定局と本町にある自動車排ガス測定局の汚染濃度を比べてみると、後者は、市役所にある一般環境大気汚染測定局に比べて約20%高い値である。</p> <p>平成10年から14年度までの測定値についてみると次の表の如くである。</p> <table border="1" data-bbox="151 974 805 1232"> <thead> <tr> <th rowspan="2">年度</th> <th colspan="2">NO<sub>2</sub> 年平均値 (ppm)</th> <th colspan="2">NO<sub>2</sub> 98%値 (ppm)</th> </tr> <tr> <th>市役所</th> <th>秦野市本町</th> <th>市役所</th> <th>秦野市本町</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>10</td> <td>0.033</td> <td>0.037</td> <td>0.050</td> <td>0.057</td> </tr> <tr> <td>11</td> <td>0.030</td> <td>0.036</td> <td>0.045</td> <td>0.056</td> </tr> <tr> <td>12</td> <td>0.030</td> <td>0.037</td> <td>0.046</td> <td>0.058</td> </tr> <tr> <td>13</td> <td>0.031</td> <td>0.038</td> <td>0.046</td> <td>0.061</td> </tr> <tr> <td>14</td> <td>0.030</td> <td>0.036</td> <td>0.046</td> <td>0.056</td> </tr> </tbody> </table> <p>高い汚染を示している本町にある自動車排ガス測定局の測定値を既存資料から除外していることは県の環境影響評価の中立性と科学性を疑わせるものである。</p>	年度	NO <sub>2</sub> 年平均値 (ppm)		NO <sub>2</sub> 98%値 (ppm)		市役所	秦野市本町	市役所	秦野市本町	10	0.033	0.037	0.050	0.057	11	0.030	0.036	0.045	0.056	12	0.030	0.037	0.046	0.058	13	0.031	0.038	0.046	0.061	14	0.030	0.036	0.046	0.056	<p>■大気汚染の既存資料調査地点について</p> <p>大気汚染の既存資料調査地点として、一般環境大気測定局である秦野市役所局の測定結果を用いました。これは、実施区域周辺地域の一般的な大気汚染の状況の把握を行うためです。</p> <p>本町測定局については、自動車排出ガス測定局であり、道路沿道の局地的な大気汚染状況を測定しており、実施区域周辺地域の一般的な大気汚染の状況を示してはいたないため、既存資料調査地点としては用いませんでした。また、本町測定局は工事用車両及び関係車両の主要走行ルート上にはないため、工事用車両及び関係車両の走行による大気汚染の状況においても対象とはしませんでした。</p> <p>なお、一般環境大気測定局は、住宅地等の一般的な生活空間における大気汚染物質の測定を目的とし、自動車排出ガス測定局は、道路を走行する自動車から排出される大気汚染物質（自動車排出ガス）の測定を目的としています。</p>
年度		NO <sub>2</sub> 年平均値 (ppm)		NO <sub>2</sub> 98%値 (ppm)																															
	市役所	秦野市本町	市役所	秦野市本町																															
10	0.033	0.037	0.050	0.057																															
11	0.030	0.036	0.045	0.056																															
12	0.030	0.037	0.046	0.058																															
13	0.031	0.038	0.046	0.061																															
14	0.030	0.036	0.046	0.056																															
<p>大気汚染に関し、現状の調査を行っているが、その調査地点には疑問を持たざるを得ない。御門地内とあり、聞けば天王下橋の東袂だと言う。地形や風の傾向などからして、煙害が極めて低い地点を選んでいる。また、煙害の影響を多く受け易いであろう加茂神社周辺や曾屋弘法住宅街とそれに続く名古木は才玉の乗馬クラブ周辺地域、さらにはダウンドラフトの影響が必至の瓜生野をはじめとする南矢名地域などを調査地点とせず無視している。これらの行為は極めて恣意的であり、まさに「アワセメント」そのものだ。このようなキタナイまねをせず、正々堂々とこれらの地点を含んだ調査ならびに予測・評価をすべきで、アセスのやり直しを強く求める。</p> <p>大気汚染に関し、現状の調査を行っているが、その調査地点には疑問を持たざるを得ない。御門地内とあ</p>	<p>■大気汚染の現地調査地点について</p> <p>大気汚染の現地調査として、大気汚染物質の状況については、実施区域で1年間の通年測定を実施しました。また、実施区域の周辺地点として、周囲の状況が一般環境を代表するような場所を北東、南東、南西、北西の4方向において選定し、さらに、評価の精度を上げるため、御門地内地点を追加した計5地点で4季各季1週間の現地測定を実施しました。</p> <p>大気汚染物質の拡散に影響を与える風向・風速の状況については、実施区域及び権現山山頂において1年間の通年観測を実施し、周辺地点（5地点）でも4季各季1週間の現地観測を実施しました。</p> <p>その他、既存資料調査として、一般環境大気測定局の秦野市役所局における大気汚染物質測定結果について過去5年間を対象に収集しました。</p> <p>これらの現地調査結果及び既存資料調査結果により、実施区域周辺の現況における大気汚染状況の把握</p>																																		

<p>り、聞けば天王下橋の東袂だと言う。地形や風の傾向などからして、煙害が極めて低い地点を選んでいる。また、煙害の影響を多く受け易いであろう加茂神社周辺や曾屋弘法住宅街とそれに続く名古屋は才玉の乗馬クラブ周辺地域、さらにはダウンドラフトの影響が必至の瓜生野をはじめとする南矢名地域などを調査地点とせず無視している。これらの行為は極めて恣意的であり、まさに「アワセメント」そのものだ。このようなキタナイまねをせず、正々堂々とこれらの地点を含んだ調査ならびに予測・評価をすべきで、アセスのやり直しを強く求める。</p>	<p>は十分に行えているものと考えます。</p>
<p>偏西風の影響を受ける山谷や南矢名、北矢名等も調査対象にして下さい。</p>	
<p>基礎データが不足しているのではないのでしょうか？ 南矢名に居住する人達は、実施したのかどうか不安です。 ダイオキシンは特に注意してほしいです。 少子化の時代、子供達を守って行くのが必要では？</p>	
<p>秦野は盆地であるため、大気汚染が一番人体に影響を与える。特に、冬場の接地逆転層が怖い。私は蓑毛の高台にいるため、盆地の底である街中の空気の流れが良く分かる。特に冬場の早朝の接地逆転層が、焚き火の煙で良く見える。夏場はこの現象は起き難い。なのに、調査が夏場に多いのはどう理解したら良いか分からない（表5-2-1-51）。11、12月の調査が無い。</p>	<p>■大気汚染の現地調査期間について 上層気象調査等の現地調査は、予測評価書案P.145等に示したように各季節を代表する気象状況等が把握できる時期に各季1週間の観測を設定しました。夏季は太平洋高気圧に覆われて南よりの風が卓越する盛夏の時期、冬季は西高東低の気圧配置となり北よりの風が卓越する寒さの厳しい時期としました。また、春季と秋季は移動性高気圧と低気圧が交互に通過し、天気が周期的に変化する時期とし、その周期変化が安定する時期として各季節の中央の月（4月及び10月）を選定しました。</p>
<p>大気汚染に関し、調査月に疑問を感じる。気象や特定環境項目が通年調査であるのに対し、逆転層調査は11～12月を外してある。その2ヶ月は一年を通じても逆転層が最も出現しやすい時期であり、なおかつ大気汚染もひどくなる時期である。おそらく、清掃工場の排ガスと逆転層の関係を明確にしたい、影響を極力小さく見せたいが為に、その2カ月を外したのだろう。極めて恣意的と言わざるを得ない。</p>	<p>また、接地逆転層は、一般的に、夜間に風が弱く、晴天で地表面からの長波放射により放射冷却が起こり、地表面温度が低下することによって形成されます。</p>
<p>実施区域を含む弘法山地西麓は、秦野盆地にあってもととりわけ逆転層現象が激しく起り易い地域である。盆地の東端低地で周りを山や高台で囲まれており、朝陽の当たるのも盆地一遅い。</p>	<p>ここで、この風速と、放射冷却の強さにより、分類される大気安定度という指標があります。この大気安定度は、夜間について風速と放射収支量（放射冷却の強さ）の現地観測結果により、D（中立）、E（弱安定）、F（並安定）、G（強安定）に分類されます。風速が弱く、放射収支量が小さい（放射冷却が強い）ときに空気が「安定」の状態となり、特にG（強安定）の時に接地逆転層が最も強く形成される可能性が高くなります。以下に、現地観測を行った1年間における月毎の大気安定度G（強安定）の出現率のグラフを示します</p>



この現地調査結果によると、1～2月にかけて、大気安定度 G（強安定）の出現率が高く、この時期に上層気象観測を実施したことは適切であると考えています。

また、この上層気象観測においては、予測評価書案 P.171「表5-2-1-16 逆転層の出現頻度」に示したように、接地逆転層を多く捉えることができ、実施区域周辺の接地逆転層の状況を把握することができました。

なお、予測評価書案 P.225「表5-2-1-51 上層逆転出現時の気象条件」については、上層気象観測結果のうち、上層逆転が出現した時刻の観測結果を抜き出して一覧として表示したものであり、調査は、上記のとおり4季において各季1週間実施しています。

ここで、「上層逆転」とは、予測評価書案 P.171「表5-2-1-16 逆転層の出現頻度」注5の説明図に示したように、煙突実体高の上層に形成された逆転層を示します。また、「接地逆転」とは、同図で下層逆転、全層逆転に分類された逆転層のうち、地上から形成されている逆転層（両分類のうち図中左側に示した逆転層）のことを示します。

実験模型も流し込んだ成分も住民に公開することをしていない、気球ゾンデの打ち上げだけは何回か公開した。単にコンピューターで得られたデータを羅列しただけで、信頼できない。

環境影響予測評価書案に予測された有害物質の濃度は、風洞実験で得られた着地濃度希釈比などから計算によって求められ、環境基準を満たしており大きな影響はない。と結論づけられているようであるが、そもそもこの図5-2-1-31に見られる地形模型を用いた風洞実験を以て現実の環境予測をすることに疑問を感じた。

まず、建設予定地周辺を歩いてみれば分かることだが樹木がある。それもかなり成長し十数メートル、所により二十メートル近い高さの樹木に覆われた森林から、全くの裸地まで周辺山地の表面は変化に富んでいる。風環境についても複雑で、風の強い日に樹冠が大

■風洞実験について

風洞実験における地形模型については、全体写真を予測評価書案 P.233「図5-2-1-22 風洞実験実施状況」に掲載しました。また、予測評価書案 P.261「図5-2-1-31 煙流し実験状況（東風、風速2.9m/s）」には、煙流し実験の状況として、実施区域近隣の地形模型の様子を掲載しています。

また、風洞実験においては、実際の煙突排ガスの代わりにトレーサーガスとしてアンモニアを用いて実験を行っています。

風洞実験は、煙突排ガスによる大気汚染の影響について、権現山、弘法山、浅間山などの山等による地形影響を把握するために実施しました。風洞実験では、実施区域周辺 3km の地形模型を 1/1,000 のスケールで作成し、風洞施設の中で風を流し、実際に模型煙突からトレーサーガスを排出して着地濃度を測定しました。

きく揺れていても根元付近では全く無風のことがある。

さて、風洞での地形実験ではこの状況の再現が忠実になされているのだろうか。恐らく写真で緑色をした部分には多少の粗粒面をはりつけてあると思うが、実際の樹高と密度をモデル上で有効に働くように考慮して作られているのだろうか。少なくとも図5-2-1-31では、そうは見えないし、その点については何も解説されていない。

風洞実験で樹木のモデルを扱うことは簡単ではないだろう。しかし、煙突高や地形との比較でも無視できない大きさの樹木が茂っている以上、そこを簡略化したら結果の信頼性は無くなる。

もし、樹木の影響が過小に評価されるような、つまり表面が滑らかな地形モデルであるならば、山体に向かう大気の流れが、山体により押し上げられるとき、その流速の最も速いところは山体表面に極めて近い層になるだろう。たとえ煙突からの有害物質を濃厚に含む気流が山体にちかづいても、流速の速い強制上昇流に遮られ、或いは大きく希釈され、実験での観測濃度としては稀薄になる可能性が大きいと思われる。

煙突出口から弘法山公園の浅間山方向に向かう風が吹いたとき。公園までの水平距離はおよそ200m。そして公園の高さは、ほぼ有効煙突高にほぼ等しい。風速6mならば、30秒で到達するその場所で10のマイナス4乗程度の希釈がされているとはとても思えない。しかも、毎秒33立方メートルの大量の高温廃ガスである。濃い部分では10のマイナス2乗程度の希釈であると考えべきではなからうか。とすれば、煙流が向かうような気象条件のときには環境基準の短時間高濃度すら怪しくなる。

もっともこの様な、風向と地点が限定された瞬間的超高濃度地点は、1時間濃度の測定においては平均化され、結果として環境基準クリアしているから影響はないとされるのだろうか、だから果たしてここは全く健康上安全と言い切れるのだろうか。

もし、二酸化窒素や二酸化硫黄の1時間値が0.3ppmという様な高濃度が観測されたときは弘法山公園は立ち入り禁止になるのか。或いは清掃工場が稼働停止するのか。

#### まとめ

環境影響予測書案の地形実験による最大着地濃度希釈比の値は、地形モデル表面を流れる強制上昇流により、過度に希釈されているのではないだろうか、地形図に投影された地表面モデルの濃度情報だけではなく、煙軸を通る垂直断面の濃度分布を示してもらいたい。地形実験の前に煙軸の条件設定をする際に垂直の

風洞実験の実験方法は予測評価書案P.232～236に、風洞実験結果は予測評価書案P.261～273に掲載しています。

風洞実験の短時間高濃度の影響について1時間値実験では、地形の影響が最も考えられる東風時と西風時を対象に、長期平均濃度の影響について年平均相当値実験では、全方位360度を対象に煙突排ガスの着地濃度を把握しました。

この風洞実験の結果によれば、煙突排ガスによる大気汚染の地形影響は認められるものの、その着地濃度は低い濃度にとどまり、現在の環境濃度に将来の煙突排ガスによる影響を加えても評価目標とした環境基準等を下回る結果となることから、環境への影響は小さいものと考えています。

#### ■高濃度が観測された場合について

風洞実験の結果を含め予測評価した結果、ご意見のような高濃度にはならないと考えます。供用開始後のクリーンセンターは、2基の焼却炉があり運転中は炉別に予測評価書案P.124「表4-3-10(1) 公害防止に係る計画目標値（大気質、騒音、振動、悪臭）」における大気質の項目について、排ガス中の濃度を常に測定して監視しています。

排ガス中の濃度が、計画目標値を超える場合は、設備の異常が疑われることから、運転を停止し対応することを考えています。

また、対象事業では、排ガスの煙突での出口温度を200℃と設定しています。この排ガスの温度は、風下に流されるに従い急速に常温に近づきますので、これまで、煙突排ガスを排出する施設において、熱による影響が問題となった事例はありません。なお、現伊勢原清掃工場も山腹に立地していますが、煙突排ガスの熱による影響が周辺に発生したことはありません。

<p>濃度分布を調べて調整しているわけですから、当然、地形実験の時にも空間の濃度分布は把握されているでしょうから。</p> <p>そもそも人々が集う貴重な自然公園の隣接地に清掃工場を計画したのだから、廃ガスの直接的な影響が及ばないような設計をすべきである。瞬間的にも臭気や暖かさを感じるような廃ガスが漂う、という事態は県立自然公園特別地域に相応しくない。</p>	
<p>「風洞実験」 四方八方からの影響を調査して下さい。</p>	<p>■風洞実験の実験風向について</p> <p>風洞実験については、短時間高濃度の影響について1時間値実験では、地形の影響が最も考えられる東風時と西風時を対象に実施し、また、長期平均濃度の影響について年平均相当値実験では、全方位360度を対象に煙突排ガスの着地濃度を把握しました。</p> <p>この手法を用いることで、地形の影響を考慮した大気汚染状況は適切に予測評価できているものと考えます。</p>
<p>大気汚染に関し、今般のアセスでは難解な予測式をふんだんに使って、さも「しっかりと環境予測を行っているんだ」と言わんばかりだ。しかし、それらの予測式は所せん「平野のまん中」で使えるシロモノに過ぎない。複雑な弘法山北西麓や東地区東部の様な地形、地域にあっては、何の意味もなさない。(地域住民の脅しにはなるかも知れないが) その無意味な予測式を補うために採用したであろう風洞実験にしても、西風と東風の各々強弱の風力、4パターンを行っただけである。形ばかりにしても、あまりにもアセス手続きをバカにしたやり方ではないか。「何故、四方八方やらないのか?」と質しても訳の分からぬ答弁しか返ってこない。</p>	<p>■大気汚染の予測手法について</p> <p>実施区域周辺には山地等があり、平坦な地形ではないため、煙突排ガスによる大気汚染の予測に対しては、予測評価書案P.216「図5-2-1-20 施設の稼働による煙突排出ガスに伴う大気汚染評価物質の予測手順」に示したように、一般的に大気汚染の予測に使われる大気拡散モデル(プルーム・パフ式)による年平均値予測結果に対し、風洞実験で得られた地形の影響を考慮することで予測評価を行いました。</p> <p>風洞実験については、短時間高濃度の影響について1時間値実験では、地形の影響が最も考えられる東風時と西風時を対象に実施し、また、長期平均濃度の影響について年平均相当値実験では、全方位360度を対象に煙突排ガスの着地濃度を把握しました。</p> <p>これらの手法を用いることで、地形の影響を考慮した大気汚染状況は適切に予測評価できているものと考えます。</p>
<p>弘法山を背景に、間近に浅間山が迫って、地形上からしてゴミ焼却施設の場所として大いに疑問を感じる。たとえば、風向によって80メートルの高さの煙突の煙の先の高濃度ガスが200メートル先の浅間山を初め権現山、弘法山一帯にブロックされ山すそや、山頂の尾根伝いに滞留する恐れは素人でも容易に想像がつく。また、そのガスが風の方向転換によって、反対方向の焼却施設の住宅地に流れる可能性もありうることも容易に想像しうる。焼却所が平地ならば、いかなる方向からの風が吹いても、高濃度のガスは四方に拡散し薄まる可能性もあり、よりリスクは小さいと考える</p>	<p>■煙突排ガスによる大気汚染の地形影響について</p> <p>実施区域周辺には権現山、弘法山、浅間山などの山地があり、平坦な地形ではないため、煙突排ガスによる大気汚染の予測に対しては、予測評価書案 P.216「図5-2-1-20 施設の稼働による煙突排出ガスに伴う大気汚染評価物質の予測手順」に示したように、一般的に大気汚染の予測に使われる大気拡散モデル(プルーム・パフ式)による年平均値予測結果に対し、風洞実験で得られた地形の影響を考慮することで予測評価を行いました。</p> <p>風洞実験では、実施区域周辺 3km の地形模型を1/1,000のスケールで作成し、風洞施設の中で風を流</p>

のは自然であろう。だが山が間近に迫っている地形条件下では、風の向きによっては汚染された重いガスがブロックされ山すその底から這うように滞留することは考えないのであろうか。そうでないと言うなら、そういった事からくる不安をうち消すだけの詳細なデータに基づく、解りやすい説明が必要になろう。それが行政の市民に対する説明責任と言うものだし、さらに現在稼働している伊勢原の焼却施設周辺の汚染状況の詳細なデータも必要になってくると思う。

煙突配置を山側にした事で、自然公園への排ガスの影響を増大させている。

煙突高度については、以前の説明の時の59mが航空障害灯設置をさける為だったとは、情けない限りだ。そして今般の80m、それが100mになると、弘法山自然公園への排ガスの影響はまぬがれない。権現山を訪れる観光客に対して、煙突が視野に入らぬ様80mにするとの事だが、そこから出る排ガスが観光客をおそう事を、秦野市、そして市長はどう考えているのか？心の痛みを感じないのか？

建設予定地が弘法山県立自然公園に隣接し、ここの地形的な特徴から建設予定地の気象条件は、上層気象観測により年間を通じて逆転層の発生を確認しています。この逆転層が発生した場合、施設の運転条件によってはこの逆転層の影響を強く受けて、煙は拡散せず“たなびく”現象により煙の塊のまま流れることを危惧するものです。

弘法山県立自然公園は、県内外で親しまれています。軽登山を終えた旅人達が、鶴巻の日帰り温泉施設『弘法の里湯』を利用して帰ります。弘法山は、地域経済を支える重要な観光スポットで、山頂周辺への影響を『環境影響予測評価書』にきちんと記述して頂きたいと思います。

評価に際しては、現状の一排ガス条件（湿排ガス量71,500Nm<sup>3</sup>/h、排ガス温度200℃）では不十分だと思います。当該施設ではごみ質やその時の処理量によって

し、実際に模型煙突からトレーサーガスを排出して着地濃度を測定しました。風洞実験の実験方法は予測評価書案 P.232～236 に、風洞実験結果は予測評価書案 P.261～273 に掲載しています。短時間高濃度の影響について1時間値実験では、地形の影響が最も考えられる東風時と西風時を対象に実施し、長期平均濃度の影響について年平均相当値実験では、全方位360度を対象に煙突排ガスの着地濃度を把握しました。

また、風洞実験においては、生活環境における濃度分布の状況把握を目的として、権現山などの山体表面も含めた地上部における着地濃度の測定を行いました。

この風洞実験の結果を考慮し、予測を行った結果、長期平均濃度及び短時間高濃度は低い濃度にとどまり、現在の環境濃度に将来の煙突排ガスによる影響を加えても評価目標とした環境基準等を下回る結果となります。

このように、クリーンセンターの持つ排ガス温度の熱浮力により排ガスが上昇することで、周辺の山地においても着地するまでに移流拡散した大気汚染物質は十分に低い濃度になります。

さらに、風洞実験は大気安定度中立時を対象として実施していますが、大気安定度安定時についても既存の温度成層風洞で得られている知見を利用した検討を行いました。一般的には、大気安定度中立時には気流は地形に沿って流れ、安定時には気流は水平に流れて煙流が地形に近づくといわれています。予測評価書案 P.267～268 に示したように、仮に大気安定度安定時の濃度と中立時の濃度の比を8倍としても、評価目標とした環境基準等を下回る結果となることから、環境への影響は小さいものと考えています。

#### ■煙突排ガスの”たなびく”現象について

一般的に接地逆転層が出現するような場合には風速が弱いことが考えられ、対象事業における煙突排ガスのように、高温（200℃）で排出される場合には有効煙突高が高くなり、周辺の山体に影響を与えるような高度（煙突高度よりは高く、周辺山地の標高より低い高度）で出現した接地逆転層については、煙突排ガスが接地逆転層を突き抜ける場合がほとんどとなります。また、高高度まで発達した接地逆転層が出現した場合には、「逆転層の影響を強く受けて、煙は拡散せず“たなびく”現象により煙の塊のまま流れる」とのことですが、煙突排ガスが煙としてそのように見えることはありませんが、現象としては考えられます。この場合は煙突排ガスが高温（200℃）で排出されているため、有効煙突高が高くなり、その高度は周辺の山体の上空を通過するため、山体への大気汚染の影響は小さくなります。

排出ガス量が、最大と最小で約4倍程になると思うので、煙突吐出速度が大きく変わり、逆転層による影響に違いが生ずる恐れがあります。

高位、基準、低位の3計画ごみ質に対して出現可能な時間当りのごみ処理量を勘案した6～9ケースで検証をお願いします。特に逆転層に遮られ、排ガスが“たなびく”現象の下で、権現山や弘法山の山頂付近に吹きかかる場合の有害ガス濃度を予測し、新施設の与える影響度合を評価した調査結果を他の調査地点と同様に『環境影響予測評価書』に明記してください。

また、煙突排ガスが接地逆転層を突き抜けない場合のような大気安定度安定時については、予測評価書案P.267～268において、既存の温度成層風洞実験で得られている知見を利用した検討も実施しています。この既存温度成層風洞実験は、2次元の風洞模型における実験であり、3次元の風洞模型による実験に比べ、排煙が山の側面を回りこむ効果がなくなることと、排煙自体に浮力を持たせておらず、実際の煙突排ガスにおける排煙の上昇を考慮していないため、気流は水平に流れて煙流が地形に近づいており、特に安定時の着地濃度はかなり高く測定されているものと考えられます。

ここで、風洞実験は大気安定度中立時を対象として実施していますが、この既存温度成層風洞実験の結果を用いて、仮に、大気安定度安定時の濃度と中立時の濃度の比を8倍として大気安定度安定時の着地濃度を検討した結果についても低い濃度にとどまり、現在の環境濃度に将来の煙突排ガスによる影響を加えても評価目標とした環境基準等を下回っていることから、環境への影響は小さいものと考えています。

#### ■3 計画ごみ質による予測について

予測評価書案において大気汚染の予測条件として設定している湿り排ガス量は  $71,500\text{m}^3\text{N/h}$  ですが、これはごみ質として高質ごみを想定しています。環境影響の予測評価では、環境影響が大きくなる条件を設定して実施しています。

なお、ごみ質が基準ごみの場合は湿り排ガス量は  $57,700\text{m}^3\text{N/h}$ 、低質ごみの場合は  $50,100\text{m}^3\text{N/h}$  となります。この場合、有効煙突高は湿り排ガス量が少なくなることでやや低下する（一例として、煙突頂部の年平均風速である  $2.6\text{m/s}$  の場合の有効煙突高度は、高質ごみ：171m、基準ごみ：162m、低質ごみ：156m）こととなりますが、それと同時に、大気汚染物質の煙突からの排出量が小さくなる（一例として、窒素酸化物の排出量は、高質ごみ： $2.87\text{m}^3\text{N/h}$ 、基準ごみ： $2.16\text{m}^3\text{N/h}$ 、低質ごみ： $1.77\text{m}^3\text{N/h}$ ）ため、着地濃度は結果として低くなることとなります。

ここで、ごみ質が高質ごみの場合には、ごみ中の可燃分が多いため、燃焼した際の排ガス量が最も多くなります。また、排ガス温度については、ごみ処理方式やごみ質が変化した場合にも、排ガス処理装置については同様の方式であり、脱硝装置の入口で排ガスを昇温し、規定温度に達してから排ガス処理を実施するため、ごみ処理方式やごみ質が変わった場合にも変化はありません。

秦野市の中心部は盆地という避けられない地形に存

#### ■盆地における大気汚染の影響について

接地逆転層崩壊時における大気汚染の予測方法は、

<p>在している。盆地に澱んだ有害物質は外部に飛散するのにかなりの時間を要する。否、永久に澱んだまかも知れない。</p> <p>そうしたデータが皆無に近い。現在、伊勢原市三ノ宮にある焼却施設の煙突から出た煙は高く昇らず微風に乗って平塚市西部から大磯町方面に長く棚引いている姿はそれほど遠くまで飛散してない証拠である。毎日、この施設を見ている私が観察しているのだから間違いない。</p>	<p>予測評価書案 P.226～229 に、予測結果は予測評価書案 P.258 に、評価結果は予測評価書案 P.283 に示しています。接地逆転層の出現状況は、上層気象観測を実施することで把握し、その中で、接地逆転層の崩壊が考えられる事例を対象に予測評価を行いました。</p> <p>結果として、接地逆転層崩壊時における大気汚染物質の予測環境濃度（1 時間値）は、最大で、二酸化硫黄濃度 0.015ppm、二酸化窒素濃度 0.042ppm、浮遊粒子状物質濃度 0.123mg/m<sup>3</sup>、塩化水素濃度 0.004ppm にとどまっています。これらは、現在の環境濃度に将来の煙突排ガスによる影響を加えても評価目標とした環境基準等を下回っており、環境への影響は小さいものと考えます。</p>
<p>いくら環境アセスで環境に悪影響はないと結論づけても、「盆地という地形は、接地逆転層を生み出し、大気汚染に脆弱である」という科学的な常識を覆すことは無理。ごみ焼却場の煙突から出る煙は、「水蒸気と同じ」などというデタラメを言っているようだが、複雑なものの混合物であるごみを燃やせば、ダイオキシンをはじめとする有害物質が発生するのは当然であり、それを完全に除去する方法はない。従って、煙突から出る煙には、有害物質が含まれている。それが盆地の中に滞留すれば、住民の健康に良いわけがない。こんなことは、環境アセスをやらなくても理解できる常識である。</p>	
<p>実施区域を含む弘法山地西麓は、秦野盆地にあってもとりわけ逆転層現象が激しく起り易い地域である。</p> <p>盆地の東端低地で周りを山や高台で囲まれており、朝陽の当たるのも盆地一遅い。その様な悪条件が重なっている所に汚染排ガス発生源を造るなど、正気の沙汰とは思えない。</p>	
<p>盆地特有の気流が、空気の汚れで呼吸器系のぜんそく、アレルギー性鼻炎の症状を強めると心配しています。</p>	
<p>大気汚染について、アセス案では、「逆転層をつき抜けて排ガスを出すので大丈夫」と言わんばかりだが、それが崩壊した時には大気の複雑なかくはんが始まり、汚染物質が地上に降りてくる可能性がある。アセス案は、これを予測、評価していない。</p>	<p>■接地逆転層の大気汚染への影響について</p> <p>接地逆転層崩壊時における大気汚染の予測方法は、予測評価書案P.226～229に、予測結果は予測評価書案 P.258に、評価結果は予測評価書案P.283に示しています。接地逆転層の出現状況は、上層気象観測を実施することで把握し、その中で、接地逆転層の崩壊が考えられる事例を対象に予測評価を行いました。</p> <p>結果として、接地逆転層崩壊時における大気汚染物質の予測環境濃度（1 時間値）は、最大で、二酸化硫黄濃度 0.015ppm、二酸化窒素濃度 0.042ppm、浮遊粒子状物質濃度 0.123mg/m<sup>3</sup>、塩化水素濃度 0.004ppm にとどまっています。これらは、現在の環境濃度に将来の煙突排ガスによる影響を加えても評価目標とした環境基準等を下回っており、環境への影響は小さいものと考えます。</p>

<p>最近高齢化社会を反映して、弘法山ハイキングコースを利用する県外のハイカーが増加している。秦野駅から近い権現山入り口は利用率が高い。権現山の麓に作られるクリーンセンターから排出される汚染粉塵などの影響が大いにありうる。それが知れ渡れば観光者数が減る可能性も有る。自然のある観光地としての評判が薄れる恐れ、大である。これらを「著しい影響はないものとおもわれる」と予測するのは子供じみてはいないか。</p>	<p>■ハイカーへの大気汚染の影響について        実施区域周辺には権現山、弘法山、浅間山などの山地があり、平坦な地形ではないため、一般的に大気汚染の予測に使われる大気拡散モデル（プルーム・パフ式）による年平均値予測結果に対し、風洞実験で得られた地形の影響を考慮することで予測評価を行いました。        風洞実験の結果を考慮し、予測を行った結果、大気汚染物質の長期平均濃度及び短時間高濃度は低い濃度にとどまり、現在の環境濃度に将来の煙突排ガスによる影響を加えても評価目標とした環境基準等を下回る結果となります。</p>
<p>弘法山自然公園とそこを行楽地として楽しむ人々に高濃度排ガスが降りかかるのはゾットします。鳥類や植物も減少することを大変心配しています。</p>	<p>さらに、風洞実験は大気安定度中立時を対象として実施していますが、大気安定度安定時についても既存の温度成層風洞で得られている知見を利用した検討を行い、仮に大気安定度安定時の濃度と中立時の濃度の比を8倍としても、評価目標とした環境基準等を下回る結果となることから、環境への影響は小さいものと考えます。</p>
<p>実施区域が弘法山公園を含む地域であり、県立丹沢大山自然公園区域の特別地域に指定されており、良好な自然環境を有する地域であること。あえて、このように大切な場所に計画されることに納得しがたいと思います。遠路訪れるハイカーが汗を流し、山頂で良い空気を思い切って吸込むのに、眼前に煙が漂っている光景。決して景観への影響が小さいなど思えません。建設予定地の背後の、浅間山・権現山・弘法山は弘法山公園と呼ばれ県立自然公園にも指定されています。また1979年にはかながわの景勝50選にも選ばれ、秦野市民のみならず首都圏の多くの人々の憩いの地となっています。        浅間山では目の前から、権現山・弘法山では足下から排煙が立ち上ることになり、ハイカーへの健康影響とともに、景観からも焼却炉施設（特に煙突）は憩いの地に多大な影響を与えると考えます。</p>	<p>これらことから、入山規制等は必要ないと考えています。</p>
<p>「現し尿処理跡地」は住宅密集地でしかも大気の澱みが認められる接地逆転層が頻繁に発生しやすい地形を承知しながら都市計画も何もなく、秦野市所有地という理由だけであえて選定している。しかも、ここは年間何10万人も訪れる県立弘法山公園のハイキングコースの真ただ中にあり、ダイオキシンなどの有害排気物質の住民、県民への影響は計り知れないほど甚大である。ここに立地させる理由は全く必然性がない。</p>	<p>■実施区域に立地することによる環境影響について        盆地地形においては接地逆転層の発生頻度が大きくなることから、上層気象観測を実施することで、実施区域周辺の接地逆転層の発生状況を把握しました。また、権現山、弘法山、浅間山などの周辺の山等による地形影響を把握するために風洞実験を実施しました。さらに、風洞実験は大気安定度中立時を対象として実施していますが、盆地で発生しやすい大気安定度安定時についても、既存の温度成層風洞で得られている知見を利用した検討を行いました。        これらの観測結果、実験結果、検討結果等を基に大気汚染の予測を実施しました。予測評価結果は、評価目標とした環境基準等を下回っていることから、環境への影響は小さいものと考えています。</p>
<p>ごみの焼却工場からは猛毒の有害物質を含む浮遊粒子状物質が大気に排ガスとして出ます。それらSPMに</p>	<p>■粒子状物質の影響について        実施区域周辺には権現山、弘法山、浅間山などの山地があり、平坦な地形ではないため、一般的に大気汚</p>

<p>加え、さらにその1/4の直径PM2.5の規制も年内には始まるでしょう。</p> <p>秦野市はきれいな大気を維持し、良い環境を保つため、上記事業に安易に許可を下さないでください。ごみを燃やせば収集不能のチリにして大気に拡散させるだけです。空をごみ箱にしていいわけがありません。市長は次世代にごみ焼却工場を残すのではなく、よい環境をこそ残すべきです。</p>	<p>染の予測に使われる大気拡散モデル（プルーム・パフ式）による年平均値予測結果に対し、風洞実験で得られた地形の影響を考慮することで予測評価を行いました。</p> <p>風洞実験の結果を考慮し、予測を行った結果、浮遊粒子状物質を含めた大気汚染物質の長期平均濃度及び短時間高濃度は低い濃度にとどまり、現在の環境濃度に将来の煙突排ガスによる影響を加えても評価目標とした環境基準等を下回る結果となることから、環境への影響は小さいものと考えています。</p> <p>PM2.5については、今後の国の動向等に合わせ適切に対応します。</p>
<p>現在でも名古屋交差点等では、NO<sub>2</sub>濃度が国の基準を超えることがあります。その上に焼却炉による汚染が加われば、非常に悪化すると思われ、健康にとって心配されます。</p>	<p>■名古屋交差点付近における大気汚染の影響について</p> <p>「1-13 煙突排ガスによる大気汚染の地形影響について」で示したように、実施区域周辺には権現山、弘法山、浅間山などの山地があり、平坦な地形ではないため、一般的に大気汚染の予測に使われる大気拡散モデル（プルーム・パフ式）による年平均値予測結果に対し、風洞実験で得られた地形の影響を考慮することで予測評価を行いました。</p> <p>風洞実験の結果を考慮し、予測を行った結果、浮遊粒子状物質を含めた大気汚染物質の長期平均濃度及び短時間高濃度は低い濃度にとどまり、現在の環境濃度に将来の煙突排ガスによる影響を加えても評価目標とした環境基準等を下回る結果となることから、環境への影響は小さく、煙突排ガスによって、名古屋交差点付近の大気汚染の状況に著しい影響は及ぼさないものと考えます。</p>
<p>候補にあがっている4種のごみ処理方式のすべての場合について、環境影響予測評価を実施したのであれば、4種それぞれについて固有の評価結果の詳細を示してください。たとえばストーカ式焼却方式と熔融炉方式では処理方法がかなり異なり、煙突から出る排ガスの成分も異なると予想されます。</p>	<p>■4方式に対する大気汚染の予測評価について</p> <p>処理方式については、4方式から選定を進めていますが、環境影響予測評価は、評価項目毎に環境への影響の大きい方式を対象として行う必要があるため、供用開始後の施設の稼働に伴う煙突排ガスによる大気汚染の予測評価については、排ガス量（湿り排ガス量及び乾き排ガス量）の最も多くなる「ストーカ式焼却+灰熔融方式」の諸元を設定し予測評価を実施しました。</p> <p>なお、評価項目毎の予測評価の対象とした処理方式は、予測評価書案 P.142 の表 5-1-4 に示しました。</p> <p>また、ごみが保有する元素成分や排ガス処理方法が同じであることから、ごみ処理方式の違いにより煙突出口での排ガス成分の違いはありません。</p> <p>なお、煙突排ガスの成分及び濃度につきましては、クリーンセンターの発注が性能発注方式（大気汚染物質の排出濃度等の上限値を発注仕様書で規定し、これを性能保証値とする。）であることから、どの処理方式を採用しても性能保証値以下となり、現在の予測評価結果を上回ることはありません。</p>

大気汚染物質の濃度に関しては、風洞実験による着地濃度希釈比が一部示されているが、これは時間的に平均化されたものであり、煙突出口に近いがゆえに十分に拡散しきれない部分の存在するガス流の、部分的な最高濃度がどのくらいになるかまでは示していない。

時間的に平均化された着地濃度希釈比を用いた計算では環境基準を満たしていても、希釈にむらのあり得る近距離の条件では、環境基準を満たさない気塊が存在するのではないだろうか。しかも人が息を吸い込むその瞬間に、たまたま高濃度の廃ガスの塊が漂って来たら、それを吸い込むことになるということである。

#### ■短時間高濃度の1時間値による評価について

短時間高濃度については1時間値における評価を行っています。これは、人の健康を保護するうえで維持されることが望ましい基準として定められた環境基準に従っており、以下に二酸化硫黄、二酸化窒素、浮遊粒子状物質の環境基準が定められた際の告示等の抜粋を示します。

「二酸化いおうに係る環境基準について」（昭和48年5月15日 閣議了解）

-----（一部抜粋）-----

公害対策基本法第9条第1項の規定による人の健康の保護に関する二酸化いおうに係る環境基準ならびにその達成期間および達成のための対策は、次のとおりとする。

環境基準は、次のとおりとする。

1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。

「二酸化窒素に係る環境基準の改定について」（昭和53年7月17日 環大企262号）

----（一部抜粋）-----

二酸化窒素の人の健康影響に係る判定条件等についての答申（中央公害対策審議会答申）は動物実験、人の志願者における研究、疫学的研究などの二酸化窒素の生体影響に関する内外の最新の科学的知見を収集評価し、地域の人口集団の健康を適切に保護することを考慮して次の値を指針として提案した。

- ・短期暴露については1時間暴露として0.1～0.2ppm。
- ・長期暴露については、種々の汚染物質を含む大気汚染の条件下において二酸化窒素を大気汚染の指標として着目した場合、年平均値として0.02～0.03ppm。

提案された指針は、疾病やその前兆とみなされる影響が見出されないだけでなく、更にそれ以前の段階である健康な状態からの偏りが見出されない状態に留意したものであり、換言すれば、正常な健康の範囲に保つというものであるので健康の保護について十分な安全性を有するものである。また、短期暴露の指針はこれを1回超えたからといって直ちに影響が現れるというものではないとされている。

なお、二酸化窒素に係る環境上の条件について、二酸化窒素に係る環境基準は、1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下と改定された。

「浮遊粒子状物質に係る環境基準の設定について」（昭和47年2月14日 環大企27号）

-----（一部抜粋）-----

この環境基準は、公害対策基本法第9条第1項の規

定に基づき、浮遊粒子状物質に係る環境上の条件について、人の健康を保護するうえで維持されることが望ましい基準を定めたものであり、大気汚染防止に関する施策の目標となるものである。

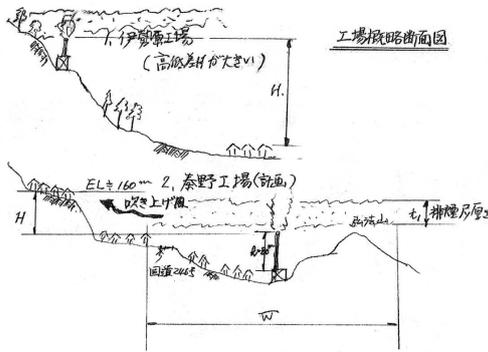
環境基準の設定の根拠について

この環境基準は、現在までに得られた知見をもとに、呼吸器系器官に対する長期的影響および短期的影響を考慮し、次の2つの値のいずれをも満すものとしたものである。

・連続する24時間における1時間値の平均値：

0.10mg/m<sup>3</sup>

・1時間値：0.20mg/m<sup>3</sup>



質問、別添概略断面図を参考にして。

- 1) 伊勢原工場は山上にあり民家との高低差Hが大きく、吹き上げ風が有利に作用して民家への影響は比較的少ないと思われます。
- 2) 秦野工場計画案では、民家と煙突頂部との高低差Hが小さい事から、吹き上げ風による影響が大きいと思えます。

以上から

Q1 排煙帯流層の温度は何度位ですか。中心部から低下するラインの想定はどの範囲でしょうか (w) 又、帯流層厚tはどの位を想定していますか？

■実施区域周辺の吹き上げ風について

煙突排ガスが吹き上げ風に乗ることは、一般的には大気汚染の地上への影響は小さくなるものと考えられ、逆の風向の場合には吹き降ろしとなり、地上への影響は平地に比べるとやや大きくなる傾向が考えられます。しかし、同時にこのような地形の場合には風が乱れることが考えられるため、これらは一概には言い切れません。

そこで、実施区域周辺には権現山、弘法山、浅間山などの山地があり、平坦な地形ではないため、煙突排ガスによる大気汚染の予測に対しては、予測評価書案 P.216「図 5-2-1-20 施設の稼働による煙突排出ガスに伴う大気汚染評価物質の予測手順」に示したように、一般的に大気汚染の予測に使われる大気拡散モデル(プルーム・パフ式)による年平均値予測結果に対し、風洞実験で得られた地形の影響を考慮することで予測評価を行いました。

風洞実験では、実施区域周辺 3km の地形模型を 1/1,000 のスケールで作成し、風洞施設の中で風を流し、実際に模型煙突からトレーサーガスを排出して着地濃度を測定しました。風洞実験の実験方法は予測評価書案 P.232~236 に、風洞実験結果は予測評価書案 P.261~273 に掲載しています。短時間高濃度の影響について1時間値実験では、地形の影響が最も考えられる東風時と西風時を対象に実施し、長期平均濃度の影響について年平均相当値実験では、全方位 360 度を対象に煙突排ガスの着地濃度を把握しました。

また、風洞実験においては、生活環境における濃度分布の状況把握を目的として、権現山などの山体表面も含めた地上部における着地濃度の測定を行いました。

この風洞実験の結果を考慮し、予測を行った結果、長期平均濃度及び短時間高濃度は低い濃度にとどまり、現在の環境濃度に将来の煙突排ガスによる影響を加えても評価目標とした環境基準等を下回る結果となることから、環境への影響は小さいものと考えます。

	<p>■煙軸幅の下部ラインについて 煙軸は、中心部についても周囲の地形影響によって上昇したり下降したりします。また、その幅も大気安定度等の気象条件によって大きく変化し、一概には特定できません。</p> <p>■煙の層厚について 「1-26 煙軸幅の下部ラインについて」で示したように、排ガスの流れは気象条件によって大きく変化し、一概には特定できません。</p>
<p>①クリーンセンターでは年間、ダイオキシンはどのくらい発生するのですか？それは人間何万人の致死量ですか？</p> <p>②ダイオキシンをどのような方法で捕集するのですか？バグフィルタだけですか？バグフィルタを交換する時期はどんな方法で判断するのですか？交換工事は誰がするのですか？バグフィルタの本数は何本ですか？危険性は？交換費用は？交換は部分的に交換するのですか？それとも一度に全部交換するのですか？</p> <p>③捕集したダイオキシンはどんな方法で処理するのですか？最終処分場に埋立てるとしたらどこですか？業者名を教えてください。最終処分場からダイオキシンが漏洩する心配はありませんか？</p> <p>④永久に猛毒は消え去らないダイオキシンは水にも溶けない性質をもっています。埋め立て処分をした場合、やがて地上に出てきたり、地下水とともに飲料水に混ざる心配はありませんか？秦野市民は全部、</p>	<p>■ダイオキシン類について</p> <p>①対象事業における煙突排ガス中のダイオキシン類濃度は、予測評価書案P.124「表4-3-10(1) 公害防止に係る計画目標値（大気質、騒音、振動、悪臭）」に示したように、ダイオキシン類特別措置法による排出基準値（0.1ng-TEQ/m<sup>3</sup>N以下）を下回った0.05ng-TEQ/m<sup>3</sup>Nとします。この排ガスは煙突から排出後、大気中を拡散することにより最大着地濃度は年平均で0.001940pg-TEQ/m<sup>3</sup>と予測され、評価目標とした、人の健康の保護及び生活環境の保全のうえで維持されることが望ましい環境基準（0.6pg-TEQ/m<sup>3</sup>以下）を大きく下回ります。</p> <p>②排ガス中に含まれるダイオキシン類は、バグフィルタ入口で活性炭等を噴霧して吸着し、ばいじんとともにバグフィルタによって捕集されます。また、バグフィルタの後段に窒素酸化物除去のため設置した触媒によっても分解されます。 本計画ではバグフィルタ1基あたり、直径約20cm、長さ約7mの円筒形のろ布を300～400本程度設置し、交換については全部交換を基本に行い状況によっては部分交換も考えています。交換時期については材質や排ガス温度等の条件により異なりますが、一般的には3～5年と考えており、定期的なろ布をサンプリングして物理的強度や通気度を測定し劣化度の調査を行うとともに、運転状況などを考慮して総合的に判断し決めます。また、交換工事は専門の業者が行うのが一般的です。</p> <p>③ばいじんとともに捕集したダイオキシン類は、薬剤により溶出防止処理後、適正に維持管理された二市組合の最終処分場へ埋立てる予定です。</p> <p>④廃棄物処理法に規定のある技術基準に適合した、遮水構造のある処分場に埋め、適正に維持管理しますので、地下水汚染に対しても問題ありません。</p>

<p>地下水を上水に利用しています。</p> <p>⑤バグフィルタが損傷した場合、ダイオキシンが煙突から噴出する心配はありませんか？</p>	<p>⑤バグフィルタが損傷すると、ばいじんとともにダイオキシン類が煙突から出てしまいますので、運転時には、排ガスがろ布を通過する時の圧力の状態、バグフィルタ出口側でのばいじん濃度の連続測定を行い常時監視して、異常時には運転停止などの対応を考えています。</p> <p>また、対象事業の実施にあたり、施設の建設及び供用開始後の施設の管理につきましては、事故等の発生がないよう万全の体制で臨みます。</p> <p>ダイオキシン類濃度の単位 (TEQ) : ダイオキシン類には多くの異性体があり、その種類毎に毒性が大きく異なります。このため、ダイオキシン類の中でも最も毒性が強い物質の毒性を1として、他のダイオキシン類の毒性の強さを換算し合計した値 (TEQ: 毒性等量) として示されています。</p> <p>pg (ピコグラム) : 1兆分の1グラム ng (ナノグラム) : 10億分の1グラム</p>
<p>大気汚染・土壌汚染に関し、アセス案では「大気や土壌にばら撒くダイオキシンは微量」「だから影響は小さいものと予測」「評価目標は達成」と言うが、とんでもない誤りである。ダイオキシンの恐ろしさ、問題を何ら認識できていない者がノー天気にも机上試算しているに過ぎない。ダイオキシンはたとえ微量であっても環境ホルモンとして人体に大きく影響する。特に母胎と胎児への影響は甚大で、その周辺を清掃工場や最終処分場で囲まれ、自動車排ガスの影響も加わる藤沢市北西部の御所見にあっては、出生児の男女比率が95 : 100ほどになると、かつて新聞報道されている。すぐには影響がでずとも、後々、必ず悪影響が住民におそいかかる。</p> <p>たとえ寄与率が低くても、その地域に毎日、四六時中、みらいえいごう、ダイオキシンを摂取させ続ける。</p>	<p>■ダイオキシン類による影響について</p> <p>ダイオキシン類については、ダイオキシン類対策特別措置法 (平成11年7月16日 法律第105号) において、「ダイオキシン類が人の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある物質であることにかんがみ、ダイオキシン類による環境の汚染の防止及びその除去等をするため、ダイオキシン類に関する施策の基本とすべき基準を定めるとともに、必要な規制、汚染土壌に係る措置等を定めることにより、国民の健康の保護を図ることを目的とする。(第1条: 目的)」とされており、その中で、環境基準 (人の健康を保護する上で維持されることが望ましい基準) が定められています。</p> <p>大気汚染、土壌汚染のダイオキシン類に対する予測評価にあたっては、供用開始後の予測結果をこのダイオキシン類対策特別措置法における環境基準と照らし合わせ、十分に下回っていることから、環境への影響は小さいものと考えます。</p>
<p>ダイオキシンは特に注意してほしいです。 少子化の時代、子供達を守って行くのが必要では？</p>	
<p>ダイオキシンについても下落合付近で7%も急増するとは受け入れがたい予測です。</p>	<p>■ダイオキシン類の寄与率について</p> <p>ダイオキシン類による大気等の汚染に対しては、ダイオキシン類対策特別措置法が施行され、廃棄物焼却炉や他のダイオキシン類の発生が認められる施設が特定施設に定められ、平成14年度までに平成9年度比で90%の削減を目指して、諸施策が実施されました。国は平成16年に、平成9年度に比べて約96%削減されたことを発表し、現在の環境濃度は低い状態となってい</p>

	<p>ます。</p> <p>このため、下落合付近における煙突排ガスによるダイオキシン類の影響割合（寄与率）でみると約7%ですが、ダイオキシン類の将来予測濃度は年平均で約0.027pg-TEQ/m<sup>3</sup>であり、評価目標とした、人の健康の保護及び生活環境の保全のうえで維持されることが望ましい環境基準（0.6pg-TEQ/m<sup>3</sup>以下）を大きく下回っています。</p>
<p>環境影響予測評価書案によれば、煙突高度は大気汚染と景観との兼ね合いにより80mと結論づけられているが、県立丹沢大山自然公園の特別地域に指定されている貴重な緑地に隣接している立地を考えたとき、将来にわたり魅力ある自然公園を維持するために煙突の高さを再検討することを求める意見書である。</p> <p>現在の計画煙突高では、煙突の出口より水平で330mそして垂直に50m高い位置に権現山を取り巻く散策路がある。さらに権現山の山頂付近は同じく水平で430mそして垂直に70m高い位置にある。煙突高80mに加えるところの50mないし70mということは130mから150mということになる。これは幾つか条件設定によっても異なるものの、計算で予測された有効煙突高にほぼ近い、ということはこの方向の風向きであれば、煙流中心軸がそこに達するということになる。</p> <p>大気汚染物質の濃度に関しては、風洞実験による着地濃度希釈比が一部示されているが、これは時間的に平均化されたものであり、煙突出口に近いがゆえに十分に拡散しきれていない部分の存在するガス流の、部分的な最高濃度がどのくらいになるかまでは示していない。</p> <p>時間的に平均化された着地濃度希釈比を用いた計算では環境基準を満たしていても、希釈にむらのあり得る近距離の条件では、環境基準を満たさない気塊が存在するのではないだろうか。しかも人が息を吸い込むその瞬間に、たまたま高濃度の廃ガスの塊が漂って来たら、それを吸い込むことになるということである。</p> <p>具体的意見としては、現在の計画では煙突の高さが不足していると考えている。私の試算では西北西の風、およそ2.9mの風速のとき廃ガスの煙流中心軸が権現山山頂の高さに一致すると予測できる。（これは環境影響予測評価書案に示された予測式などから計算した有効煙突高を、近距離、つまり短時間に到達するということを考慮して補正したもの。）実際には廃ガスは蛇行しながら拡散するので、権現山山頂を煙流中心軸が越えると予測されているような、これより緩やかな風速のときでも蛇行した煙流の影響は否定できず、まして風</p>	<p>■煙突高度について（山地への大気汚染影響）</p> <p>実施区域周辺には権現山、弘法山、浅間山などの山地があり、平坦な地形ではないため、煙突排ガスによる大気汚染の予測については、予測評価書案P.216「図5-2-1-20 施設の稼働による煙突排出ガスに伴う大気汚染評価物質の予測手順」に示したように、一般的に大気汚染の予測に使われる大気拡散モデル（プルーム・パフ式）による年平均値予測結果に対し、風洞実験で得られた地形の影響を考慮することで予測評価を行いました。</p> <p>風洞実験は、短時間高濃度の影響について1時間値実験では、地形の影響が最も考えられる東風時と西風時を対象に実施し、長期平均濃度の影響について年平均相当値実験では、全方位360度を対象に煙突排ガスの着地濃度を把握しました。</p> <p>また、風洞実験においては、生活環境における濃度分布の状況把握を目的として、権現山などの山体表面も含めた地上部における着地濃度の測定を行いました。</p> <p>なお、風洞実験実施手順としては、まず、平板実験において排ガス温度の熱浮力等を考慮した有効煙突高の設定や排ガスの拡散状況の確認を行います。ここでは排ガス濃度の鉛直方向の分布（空間分布）や着地濃度を測定し、煙突排ガスの有効煙突高、排ガスの拡散状況及び着地濃度の状況を既知のプルーム・パフ式等における計算結果と整合するように気流条件を調整します。その後、平板を地形模型に置き換えて同様の気流条件で地形実験を実施することで、地形の影響を考慮した有効煙突高や拡散状況が風洞内で再現され、地形の影響を考慮した着地濃度の測定を行うことができます。</p> <p>この風洞実験の結果を考慮し、予測を行った結果、59m及び80mのどちらの煙突高度においても、長期平均濃度及び短時間高濃度は低い濃度にとどまり、現在の環境濃度に将来の煙突排ガスによる影響を加えても評価目標とした環境基準等を下回る結果となります。</p> <p>このように、クリーンセンターの持つ排ガス温度の熱浮力により排ガスが上昇することで、周辺の山地においても着地するまでに移流拡散した大気汚染物質は</p>

速の大きい時、たとえば風速6mでは46秒後に標高200mの地点に煙流中心軸が向い、山体による強制上昇気流により権現山の中腹以上がすっぽりと煙流に包まれることになると予測される。

また注意すべきは、実際の廃ガスは煙ではなく無色透明のガス体で目に見えない。したがって、煙流に包まれていても、その場にいる人々がそのことを認識できない、という状況を作り出すだろう。若干の希釈はされているだろうが、煙流中心軸が人々の休息の場に向かう可能性。果たしてこれが健康的な活動の場である県立自然公園の特別地域にあってよいものだろうか。

現在、市内の幼稚園や小学校で権現山を含む弘法山公園で校外活動をしているところは多い、また野鳥の観察など自然観察の優れたフィールドである、この貴重な緑地を本当に安心して遊べる場所として維持し続けるのなら、ぜひ清浄な大気を維持してほしい。そのためにクリーンセンターの煙突高さは、以上の根拠から少なくとも120mは必要と考える。

当然に建設費もかかる。しかし環境に配慮すべき現代にあって弘法山公園での嫌煙権も当然配慮されるべきであり、高い煙突こそが環境に配慮している証であり、眺望の中に高い煙突が見えると言う事が廃ガスが頭上を抜けている安心感に繋がるのではないだろうか。現在の計画では煙突は眺望のうえからは気にならない高さに押さえられている。しかしその眺望を楽しむ人々が、目には見えないがゆえに気が付かぬまま、すっぽりと廃ガス煙流に包まれている可能性は否定できないだろう。

眺望や景観を考慮し煙突の高さを低く押さえ『見えない煙突』にするのではなく『環境を考え、お金をかけて思い切って高い煙突にしました。』と堂々と主張し、市民の新しいランドマークとして愛されるクリーンセンターになってほしいと願うものである。

当初、煙突を59mで十分安全が確保できると言っておきながら、あえて80mに変更した理由が希薄である。このことは危険対策が進歩した現在においてもなお、どんな焼却方式を選んでも周辺住民の健康被害は避けられないので、大気等汚染物質をぎりぎり健康被害が起こらない程度に拡散させようという計画変更だ。県立弘法山公園の麓に立地させたからには景観のスカイラインなどは瑣末な問題であり、重要なのは我々周辺住民及び年間、全国から訪れてくれる多数のハイカーの健康被害のないこと（100%安全確保）だ。

十分に低い濃度になります。

さらに、風洞実験は大気安定度中立時を対象として実施していますが、大気安定度安定時についても既存の温度成層風洞で得られている知見を利用した検討を行いました。一般的には、大気安定度中立時には気流は地形に沿って流れ、安定時には気流は水平に流れて煙流が地形に近づくといわれています。予測評価書案P.267～268に示したように、仮に大気安定度安定時の濃度と中立時の濃度の比を8倍としても、評価目標とした環境基準等を下回る結果となることから、環境への影響は小さいものと考えています。

#### ■煙突高度の設定理由について

煙突高度については、実施計画書において59mと仮定していましたが、実施区域は盆地の端部にあり、弘法山に隣接するという地形の特徴から、施設の稼働にあたっては環境への影響を十分に配慮する必要があるとの認識のもと、煙突高度の決定にあたっては審査意見書の内容を十分に踏まえ、環境保全上の見地から適正な配慮を行えるよう検討を行いました。

対象事業における実施区域は、地形が複雑で山地が迫っており、煙突排ガスによる大気汚染の観点から見ると、煙突排ガスに対する地形影響が考えられ、煙突高度は高い方が好ましいこととなります。

しかし、景観の観点から見た場合、煙突高度が高いことにより、人工構造物による威圧感を感じることは、

	<p>好ましくありません。また、実施区域の東南東約500mには、権現山（標高243.5m）の山頂があり、この周辺は弘法山公園として神奈川県立自然公園に指定され、公園展望台からは、360度のパノラマが広がり、雄大な眺望を楽しむことができることから、四季を通じて多くの市民やハイカーが訪れる場所となっています。</p> <p>したがって、これらの眺望を煙突が遮ることは好ましくなく、煙突が視野に入らないよう、煙突高度を抑えて設定する必要がありました。</p> <p>そこで、最近の他施設の煙突高さの傾向も参考とした上で、大気汚染の影響と景観の影響との比較検討を行いました。大気汚染については、風洞実験を実施し、結果として大気汚染物質の最大着地濃度は当初計画した59mでも環境基準等を下回っていることから、健康影響等はないものと考えます。また、景観については、フォトモンタージュ法を用いて予測を行い、煙突高度が80mの場合には、公園展望台からの眺望において、木々の間から落葉期のみ、対象事業の煙突先端部を僅かに視認することができると思われませんが、着葉期には、葉により遮蔽され、視認することができなくなることから、景観の変化は小さいものと考えます。</p> <p>これらの結果及びこれまでの地元自治会のご要望等も踏まえ、煙突高度が59mでも問題のない予測評価結果ではありましたが、さらに皆様に安心していただけるように大気汚染及び景観への影響によるトレードオフ（相反する状態・関係）も考慮の上、事業者として実行可能な範囲内で最善を尽くしたいという考えのもとで煙突高度を80mと設定しました。</p>
<p>排ガス中の、毒性の強い低沸点金属である鉛、亜鉛、カドミウムの濃度について評価したのであれば言及してください。</p> <p>排ガス中に毒性の強い低沸点の重金属である鉛、亜鉛、カドミウムが含まれないこと、またPM2.5と呼ばれる極小の浮遊微粒子が含まれないことの根拠を、候補にあがっている4種のごみ処理方式それぞれの場合について示してください。</p>	<p>■煙突排ガス中の重金属等及びPM2.5について</p> <p>排ガス中の重金属類については、分別が進んだことにより家庭等から出る可燃ごみの中に混入が少ないことや、燃焼において炉内で気化した重金属類もバグフィルタ入口で200℃以下となり、固体となればいじん等とともにバグフィルタで回収されますので、排ガス中にはほとんど含まれません。なお、伊勢原清掃工場の排ガス測定における水銀、鉛、カドミウムを計量した結果、全て定量下限値未満となっており、環境への影響はないものと考えます。</p> <p>また、PM2.5(微小粒子状物質 粒径2.5µm以下)は、現行では環境基準の設定など規制の対象になっていないことから、本アセスにおいては浮遊粒子状物質(粒径10µm以下)を対象としました。</p> <p>µ m(マイクロメートル)：100万分の1メートル</p>
<p>いくら環境アセスで環境に悪影響はないと結論づけても、「盆地という地形は、接地逆転層を生み出し、大</p>	<p>■煙突排ガス中の大気汚染物質について</p> <p>煙突排ガスの成分の大部分は空気及び水蒸気となりますが、予測評価書案P.198「表5-2-1-39 煙突排ガス</p>

<p>気汚染に脆弱である」という科学的な常識を覆すことは無理。ごみ焼却場の煙突から出る煙は、「水蒸気と同じ」などというデタラメを言っているようだが、複雑なものの混合物であるごみを燃やせば、ダイオキシンをはじめとする有害物質が発生するのは当然であり、それを完全に除去する方法はない。従って、煙突から出る煙には、有害物質が含まれている。それが盆地の中に滞留すれば、住民の健康に良いわけがない。こんなことは、環境アセスをやらなくても理解できる常識である。</p>	<p>の汚染物質濃度及び排出量」に示す大気汚染物質も同時に排出されます。しかし、これらの大気汚染物質につきましても、大気汚染の予測評価を実施し、評価目標とした環境基準等を下回っていることから、環境への影響は小さいものと考えています。</p>
<p>煙突の高さが80mという根拠が分り易く説明されていない。煙突が高いということは取りも直さず出来るだけ有害物質を遠くまでバラ撒くということに他ならない。つまり、欠陥施設を露呈している証左である。焼却施設内で完全に汚染物質を捕集しておれば煙突の高くする必要は全くない。現に地方の焼却施設で煙突が無いというケースも見聞されている。</p>	<p>■煙突排ガス中の大気汚染物質及び煙突高度について  煙突排ガス中の汚染物質濃度は、予測評価書案P.124「表4-3-10(1) 公害防止に係る計画目標値(大気質、騒音、振動、悪臭)」に示したように、法規制値等と比べ、できるだけ低濃度となるようにしています。また、煙突高度を高くすることにより、煙突排ガスは拡散し、着地濃度は低濃度となります。</p> <p>また、煙突がない焼却施設はガス改質式ガス化溶融炉方式のことと思われませんが、安全対策として未燃ガスを燃やした後に大気に放出するための放散塔(低い煙突のようなもの)が設置されています。なお、このガス改質式ガス化溶融炉方式については、予測評価書案P.76(3)検討対象処理方式に示したように、受注実績等を考慮した結果、本計画では検討対象処理方式に選定していません。</p>
<p>排ガスの公害防止に係る計画目標値について (p.7)によると、「法規制等よりも厳しい公害防止目標値を満足させて煙突から排出することにした。」とある。</p> <p>また、表4-3-10(1) 公害防止に係る計画目標値(大気質、騒音、振動、悪臭) (p.124)のうち、大気質についてなぜ法規制より厳しくする必要があるのか、「評価書案」には、その理由の記載が見られない。また厳しくした数値の妥当性についての説明が無い。きちんとした説明を要求します。</p> <p>法規制は十分な安全係数の基、規制値が決められていると承知するが、それ以上に厳しくすることは、屋上屋の悪しき慣習と考えます。</p> <p>要求仕様を厳しくすればするほど、建設コストを押し上げる原因になるとともに、運転開始後のランニングコストを押し上げる原因を作ることになる。特にバグフィルタについては、その仕様から来るコスト上昇、ならびに交換頻度が高まることによるコスト上昇を懸念します。</p> <p>硫黄酸化物について、法規制値等欄ではK値=11.7を使いながら、計画目標値では30ppm以下としている。両者間の数値の関連性の説明が無いので、理解できる説明を要求します。</p>	<p>■排ガスの公害防止に係る計画目標値について  大気汚染物質の煙突排出濃度については、できる限り低く抑えたいと考えております。これにともない、建設費や維持費は大きくなりますが、これは、より安全で安心な施設の建設と運営管理を行いたいという考え方であることにご理解ください。</p> <p>■硫黄酸化物のK値規制について  K値規制とは、大気汚染防止法(昭和43年6月10日 法律第97号)による、硫黄酸化物特有の排出量の規制方法であり、全てのばい煙発生施設に対して、施設毎に次式により算出された排出量による排出規制が行われています。K値が小さいほど規制基準は厳しくなります。</p> $Q = K \times 10^{-3} \times He^2$ <p>Q : 硫黄酸化物の許容排出量 (m<sup>3</sup>N/h)  K : 地域ごとに定められた定数  (対象事業の場合 : K=11.7)  He : 補正されたばい煙排出口の高さ(有効煙突高) (m)</p>

<p>水銀について、法規制等は設定されていないが、計画目標値を0.05mg/m<sup>3</sup>にしたと表欄外に記載されているが、新設施設の計画目標値であるので、表4-3-10(1)内に記載すべきと考えるが、欄外に出した理由についての説明を要求します。</p>	<p>これによると、対象事業における硫黄酸化物の許容排出量は、約107m<sup>3</sup>N/hとなり、濃度に換算すると約3,200ppmとなります。ここで、硫黄酸化物の許容排出量から濃度への換算は、許容排出量を乾き排ガス量により除することで算出されます。</p> <p>また、「神奈川県生活環境の保全等に関する条例」(平成9年10月17日 条例第35号)においても、排煙に関する規制基準として、硫黄酸化物の許容限度が定められています。これによると、対象事業においては48ppmとなります。</p> <p>これらの規制基準を基に、より安全で安心な施設の建設と運営管理を行いたいという考え方より、対象事業では30ppmを計画目標値としています。</p> <p>■水銀の計画目標値について</p> <p>ごみ焼却施設など、ばい煙発生施設については、大気汚染防止法(昭和43年6月10日 法律第97号)により、「ばい煙発生施設設置届出書」を提出します。また、ダイオキシン類についてはダイオキシン類対策特別措置法(平成11年7月16日 法律第105号)により設置の届出を行います。これらの提出書類の中には大気汚染物質の排出濃度等を記載します。</p> <p>予測評価書案P.124「表4-3-10 公害に係る計画目標値」においては、この届出書類の中に記載する大気汚染物質を対象として記載を行いました。</p> <p>しかし、水銀については、排出濃度を届け出る必要がありませんが、周辺地域への環境影響を考慮し、目標値を0.05mg/m<sup>3</sup>と設定し、表の欄外に記載した上で大気汚染の予測評価の対象としましたが、今後は表記について考慮したいと思います。</p>
<p>これから建設されるであろう 246 バイパス、第二東名のアセスにある大気調査の結果も計算の対象になっていない。246 バイパスと第二東名は秦野盆地の縁に予定されているため汚染された大気は低い街中に流れる。街の住民は耐え難い。アセスの予測が甘いのではないのか。再度の予測計算をすべきだ。</p>	<p>■第二東名高速道路事業等による大気汚染の影響について</p> <p>対象事業における煙突排ガスによる大気汚染の影響濃度(寄与濃度)が環境基準等に比べて極めて低い濃度であると予測されています。したがって、厚木秦野道路(国道246号バイパス)建設事業及び第二東名高速道路建設事業による大気汚染の影響濃度との重合を行い、評価を実施する必要はないと考えています。</p>
<p>都計道曾屋名古木線も計画しているのだから、R246からなだれ込んでくる国道の通過交通車両の影響まで加味する必要がある。行政はアセス条例規定をたてにとって別々にやる、押し切るのだろうが、私達住民はその度に器用に、別々に空気を吸い分ける事などできない。第二東名、246バイパスも含めた総合的なアセスを実施せよ。</p>	
<p>私は秦野市内を貫通している水無川の下流に住んでおります。この水無川は平塚市内では金目川と名称を</p>	<p>■大気汚染による水質汚濁の影響について</p> <p>煙突排ガスによるダイオキシン類濃度を含んだ大気汚染物質の着地濃度は、金目川、水無川、また実施区</p>

<p>変え、相模湾に注ぐ下流では花水川となります。古来、金目川は暴れ川で洪水の度に流域住民の間で争いが絶えず辛苦の連続でした。水の欲しい時期には水が流れて来なく、上流と下流とで水争いが頻繁にあったと見聞しております。</p> <p>これからは大気が汚れて川の汚染が心配されます。そんな水を下流に流すのですか？</p>	<p>城西側を流れる西沢等の流域において、評価目標とした環境基準等と比較して極めて低い濃度となっています。したがって、大気汚染物質による水質汚濁の影響は極めて小さいものと考えています。</p>
<p>環境影響予測評価書案 193 頁、表 5-2-1-35 ベンゼン等現地調査結果について説明して下さい。表の単位として <math>\mu\text{g}/\text{m}^3</math> としているが表の下部「環境基準」では <math>\text{mg}/\text{m}^3</math> で表わしている。</p>	<p>■ベンゼン等現地調査結果の表示単位について</p> <p>環境省において全国を対象に実施しているベンゼン等の有害大気汚染物質モニタリングにおいては、測定結果を <math>\mu\text{g}/\text{m}^3</math> の単位で示しており、また、環境基準は <math>\text{mg}/\text{m}^3</math> の単位で告示されているため、それに従って記載しました。なお、予測評価書においては、<math>1\text{mg}/\text{m}^3</math> は <math>1,000\mu\text{g}/\text{m}^3</math> を表す旨、注として追記します。</p>
<p>霧や雨天時の大気汚染の影響が、全く予測、評価されていない。その様な天候の時、排ガスの成分が、硫酸ミスト・硝酸ミストなどになり周辺的生活環境におそいかかる。</p>	<p>■霧や雨天時の大気汚染の影響について</p> <p>霧や雨天時に煙突排ガス中の硫黄酸化物等が一部、霧滴や雨滴に溶け込むことはありますが、これまで、全国各地の清掃工場周辺において、このことにより生活環境に影響が出たという事例はありません。</p> <p>また、神奈川県を含め各自治体の環境影響評価技術指針等において、硫酸ミスト・硝酸ミストが大気汚染の評価物質として取り上げられていません。</p> <p>なお、広域の環境影響として、酸性雨の影響については、予測評価書案P.642で示したように、酸性雨の防止措置として以下の環境保全対策を講じます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・可燃ごみの焼却により発生する硫黄酸化物、窒素酸化物、塩化水素は、触媒脱硝装置等の排ガス処理設備を設置することにより排出量を低減します。</li> <li>・可燃ごみ収集地域を適正に区分して可燃ごみの収集効率を高め、可燃ごみ搬入車両の走行距離を削減するとともに、運転者にアイドリングストップの実施等の指導を行うことにより、酸性雨の原因となる窒素酸化物や硫黄酸化物等の物質の排出量を低減します。</li> <li>・可燃ごみ搬入車両は、窒素酸化物、一酸化炭素、炭化水素の排出量が少なく、硫黄酸化物が排出されない天然ガス自動車（CNG自動車）等に転換することを促進します。</li> </ul>
<p>必要な物ではありますが、ゴミ焼却場の計画には、ショックを受けております。できるかぎりの公害対策をおねがいしたいと思います。</p>	<p>■対象事業における環境保全対策について</p> <p>対象事業の実施にあたっては、環境影響評価項目毎に各種環境保全対策を実行し、安心で安全な施設の建設を行います。</p>
<p>ごみ焼却場を建設して、住民に健康被害が出たら、市はどのような責任をとるつもりか？</p>	<p>■住民の健康被害について</p> <p>住民の健康被害についてですが、そうしたことが起こらないために環境アセスメントを実施しています。</p>

	<p>その結果、評価したすべての項目で「実施区域周辺の生活環境に著しい影響を及ぼさない。」と評価しています。クリーンセンターは、住民の皆様が安心して生活が送れますよう、安全を最優先に整備を進めます。</p>
<p>入の沢地区に測定局を設置し、観測してください！！</p>	<p>■ 供用開始後の測定局の設置について</p> <p>アセスメント手続きにおける供用開始後の大気汚染の事後調査については、予測評価書案P.248～252に示した最大着地濃度出現地点付近などの2地点において、施設の稼働が定常の状態となる時期の1年間のうち4季各季1週間の調査を実施する予定です。なお、調査場所については、今後検討していく予定です。</p> <p>また、供用開始後の悪臭の事後調査については、実施区域敷地境界の2地点において、施設の稼働が定常の状態となる時期の1年間のうち2日間（施設稼働時1日間及び施設非稼働時1日間）の調査を実施する予定ですが、アセスメント手続きにおける事後調査とは別途に、地元自治会等とも協議した上で、必要に応じてモニタリング調査の実施を検討したいと考えています。</p> <p>なお、事後調査の結果が予測結果を上回る場合等は、その原因を調査した上で、必要に応じて対策を講じる考えです。</p>

## 2 土壌汚染

主な意見の概要	意見に対する見解の概要
<p>「伊勢原清掃工場の周辺でもキチンと調べてます」と言っても、800m～1200m程度の十分に離れた影響が少ないところで測っているに過ぎない。工場敷地内、すぐ東側の峠のようなT字路、そのすぐ北側の寺や最奥の住宅地、善波峠、弘法山山頂などで、何故調べないのだ。影響を隠したい気持ちは分からないでもないが、しかし、それが行政のする事かどうか、良く考えて欲しい。200mメッシュぐらいでキチンと測って隠さず公表されたい。</p>	<p>■伊勢原清掃工場における土壌調査について</p> <p>伊勢原清掃工場におけるダイオキシン類の土壌調査は年1回実施しており、調査場所については、煙突排ガスの拡散を考慮したうえで、地元自治会から要望のあった2地点を選定しています。平成19年度の秋季に実施した調査場所は栗原地区(コスモス畑)及び善波地区(周縁民家)の2地点で、その結果は、栗原地区が2.4pg-TEQ/g、善波地区において4.1pg-TEQ/gと環境基準(1,000pg-TEQ/g)を大幅に下回っています。</p> <p>また、焼却施設(煙突排ガス)のダイオキシン類濃度についても毎年1回、秋季に測定しています。平成19年度の調査結果は、180t/日1号炉において0.075ng-TEQ/m<sup>3</sup>N、180t/日2号炉において0.026ng-TEQ/m<sup>3</sup>N、90t/日炉において0.059ng-TEQ/m<sup>3</sup>Nとなっており、規制基準(5ng-TEQ/m<sup>3</sup>N以下)を大きく下回る濃度を維持しています。</p> <p>これらのことから、伊勢原清掃工場の煙突排ガスによる周辺地域におけるダイオキシン類による土壌汚染の影響は小さいものと考えます。</p> <p>ダイオキシン類濃度の単位(TEQ):ダイオキシン類には多くの異性体があり、その種類毎に毒性が大きく異なります。このため、ダイオキシン類の中でも最も毒性が強い物質の毒性を1として、他のダイオキシン類の毒性の強さを換算し合計した値(TEQ:毒性等量)として示されています。</p> <p>pg(ピコグラム):1兆分の1グラム ng(ナノグラム):10億分の1グラム</p>
<p>現伊勢原工場内の土壌の調査が先ず必要と思う。</p>	<p>■土壌汚染の評価について</p> <p>煙突排ガスによる重金属(水銀)及びダイオキシン類の着地濃度は小さく、また、現況の環境濃度に比較しても大きく下回った値となっているため、土壌への影響は小さいと考えられることからアセスメント手続きにおける事後調査の実施は必要ないと考えていますが、アセスメント手続きにおける事後調査とは別途に、地元自治会等とも協議した上で、必要に応じてモニタリング調査の実施を検討したいと考えています。</p>
<p>二酸化硫黄濃度、二酸化窒素濃度、浮遊粒子物質濃度、水銀濃度、ダイオキシン類の濃度の最大着地濃度(年平均値)の予測結果、表5-2-1-65(1)～(5)、および表5-2-1-79(1)～(5)での長期平均結果より、土壌への影響は少ないと結論づけている。確かに単年度で見ると限り小さな影響であるが、土壌に着地した化学物質は単純な方法で累積するとは考えないが、経年的に蓄積していくことに疑う余地はないと考える。</p> <p>土壌中に蓄積したこれら化学物質(特に水銀化合物、ダイオキシン類)が、長期的にわたり環境への悪影響を与えることを考慮して、生物指標(主</p>	

<p>として樹木を使用)の手法による長期間、定期的な観察(含化学的観測)をすることを提案する。</p> <p>生物指標の設置場所は、今回予測地点に使用した6地点と、新設処理施設内数箇所に、樹木であれば一つの母木から増やした指標樹木を、数種類について各複数本を植樹する。</p>	
<p>土壌汚染の基礎データを、実施区域周辺の各地点で集めているが、自動車排ガス等の多少の汚染はあるにせよ、低いのが当たり前だ。そこにいくばくかの寄与濃度を足して「環境基準を下回るから大丈夫だ」と言って、何の意味があるのだ。</p>	<p>■土壌汚染の予測評価について</p> <p>土壌汚染の現地調査の目的は、土壌中における現況のダイオキシン類濃度を把握することが目的となります。これに対して、供用開始後における大気中のダイオキシン類濃度を予測することで、将来の土壌中のダイオキシン類について評価しています。</p> <p>また、煙突排ガス中におけるダイオキシン類については、排ガス処理設備としてバグフィルタ等を設置することで、排出濃度は低い濃度に維持することができるため、着地濃度も極めて低くなり、ダイオキシン類による土壌汚染の影響は小さいものと考えます。</p>

### 3 騒音・低周波空気振動

主な意見の概要	意見に対する見解の概要
<p>どれだけ悪くなるのかを数値（範囲別）で表すべき。</p>	<p>■騒音の予測評価結果について</p> <p>騒音の予測評価結果については、予測評価書案において、工事中の建設作業騒音をP.335（数値）とP.336（等騒音レベル線図）に、供用開始後の工場騒音をP.338（数値）とP.339、340（等騒音レベル線図）に示しました。</p> <p>最も騒音レベルが大きくなる地点において、建設作業騒音レベルで78デシベル、工場騒音レベルで45デシベルとなっており、規制基準値と同程度もしくは下回っています。</p> <p>また、実施区域の敷地境界から100m以遠の予測範囲外も含め、これ以上の騒音レベルとなることはありませんので、対象事業による騒音の影響は小さいものと考えます。</p>
<p>騒音では、北側～北北西側など、直近200m先からが予測範囲外であるのは問題で、キチンと予測してアセスをやり直しせよ。また、のどかで静かな住宅地、その何も無い所にいきなり45デシベル、それ自体が問題である。</p>	<p>■環境騒音の予測評価について</p> <p>建設機械の稼働に伴う建設作業騒音レベル及び施設の稼働に伴う工場騒音レベルの予測範囲については、実施区域の敷地境界から100mの範囲としました。また、予測地点は、騒音レベルが最も大きくなる地点及び環境騒音現地調査地点（実施区域敷地境界における2地点）としました。</p> <p>最も騒音レベルが大きくなる地点において、建設作業騒音レベルで78デシベル、工場騒音レベルで45デシベルとなっており、規制基準値と同等もしくは下回っています。なお、最も騒音レベルが大きくなる地点は建設作業騒音で敷地境界北側、工場騒音で敷地境界南側となります。</p> <p>また、実施区域の敷地境界から100m以遠の予測範囲外も含め、これ以上の騒音レベルとなることはありませんので、対象事業による工場騒音の影響は小さいものと考えます。</p>
<p>道路交通騒音で、現状でも基準値（70デシベル）を上回るというのに、「増加分は1デシベル未満」だから大丈夫と言わんばかり。現状を改善し、騒音の上乗せは、やめよ。</p>	<p>■道路交通騒音の予測評価について</p> <p>道路交通騒音は、現地調査において予測評価書案 P.314「表 5-2-3-7 道路交通騒音現地調査結果」に示したように、秦野二宮線の2地点において現況で環境基準を超えた状態となっていました。現況の交通量は、16,086～16,759 台/日（6～22時）です。この環境基準を超えた状態は望ましくはありませんが、これは、対象事業の関係車両以外によって超えているものです。</p> <p>対象事業における交通量は、最大で、工事中において72台/日（往復）、供用開始後において148台/日（往復）を想定していますが、この交通量による等価騒音レベルにおける評価による増分は、</p>

	<p>予測評価書案 P.337 及び P.342 に示したように、両地点で 0.0 デシベル（小数点以下 2 桁目を四捨五入）にとどまっています。環境基準を超えてはいるものの、対象事業による騒音の影響は小さいものと考えます。</p> <p>等価騒音レベル：騒音レベルが時間とともに不規則かつ大幅に変化している場合（非定常音、変動騒音）に、時間内（昼間：6～22 時）で変動する騒音レベルのエネルギーに着目して時間平均値を算出したものです。</p>
<p>低周波空気振動でも、何もない所にいきなり 85 デシベル、それ自体が問題である。騒音と同様に北側など 200m 以遠が予測対象外になっている。</p>	<p>■低周波空気振動の予測評価について</p> <p>低周波空気振動レベルの予測は、予測評価書案 P.341 に示したように、類似施設における測定結果をもとに推定しており、敷地境界地点における予測結果となります。</p> <p>また、「低周波音問題対応の手引書」（平成 16 年 6 月、環境省環境管理局）によると、低周波音（低周波空気振動）が 92 デシベル（G 特性）以下であれば低周波音により問題となる可能性は低いとされており、予測結果では最大で 85 デシベルにとどまることから、対象事業による低周波空気振動の影響は小さいものと考えます。</p>

## 4 振動

主な意見の概要	意見に対する見解の概要
<p>どれだけ悪くなるのかを数値（範囲別）で表すべき。</p>	<p>■振動の予測評価結果について</p> <p>振動の予測評価結果については、予測評価書案において、工事中の建設作業振動をP.361（数値）とP.362（等振動レベル線図）に、供用開始後の工場振動をP.364（数値）とP.365、366（等振動レベル線図）に示しました。</p> <p>最も振動レベルが大きくなる地点において、建設作業振動レベルで71デシベル、工場振動レベルで51デシベルとなっており、規制基準値を下回っています。</p> <p>また、実施区域の敷地境界から100m以遠の予測範囲外も含め、これ以上の振動レベルとなることはありませんので、対象事業による振動の影響は小さいものと考えます。</p>
<p>振動では、北側～北北西側など、直近200m先からが予測範囲外であるのは問題で、キチンと予測してアセスをやり直せよ。また、のどかで静かな住宅地に、いきなり51デシベル。それ自体が問題である。</p>	<p>■環境振動の予測評価について</p> <p>建設機械の稼働に伴う建設作業振動レベル及び施設の稼働に伴う工場振動レベルの予測範囲については、実施区域の敷地境界から100mの範囲としました。また、予測地点として、振動レベルが最も大きくなる地点及び環境振動現地調査地点（実施区域敷地境界における2地点）としました。</p> <p>環境振動の予測結果については、予測評価書案P.361及びP.364に示したように、最も振動レベルが大きくなる地点において、建設作業振動レベルで71デシベル、工場振動レベルで51デシベルとなっており、規制基準値を下回っています。</p> <p>また、実施区域の敷地境界から100m以遠の予測範囲外も含め、これ以上の振動レベルとなることはありませんので、対象事業による振動の影響は小さいものと考えます。</p>

## 5 悪臭

主な意見の概要	意見に対する見解の概要
<p>悪臭の調査地点は敷地境界の2地点と市道沿線の1地点のみ、調査期間は'07年8月3日の1回だけ。たった1日だけ。たった3ヶ所だけを調べて、どうして影響を予測できようか？</p> <p>また、他の項目すべてにも言える事だが、「影響は著しくなければ良し。」との考えは、アセスの精神に逆行していて問題。</p>	<p>■悪臭の現地調査地点について</p> <p>悪臭の現地調査は、実施区域敷地境界の2地点及び道路沿道の1地点において行いました。また、調査時期については、悪臭物質の濃度等が高くなる夏季の1日間としました。</p> <p>この悪臭の現地調査は、施設建設前の現況の悪臭の状況を把握することを目的としており、調査地点は評価対象地点（敷地境界等）や周辺を代表すると考えられる地点を選定し、また、調査時期についても1年を代表できる期間に実施しました。</p> <p>また、悪臭については、供用開始後に実施区域敷地境界の2地点において、施設の稼働が定常の状態となる時期の1年間のうち2日間（施設稼働時1日間及び施設非稼働時1日間）のアセスメント手続きにおける事後調査を実施する予定です。</p> <p>なお、事後調査の結果が予測結果を上回る場合等は、その原因を調査した上で、必要に応じて対策を講じる考えです。</p>
<p>どれだけ悪くなるのかを数値（範囲別）で表すべき。</p>	<p>■悪臭の予測評価結果について</p> <p>施設からの漏出臭気に対する予測結果については、予測評価書案P.383に示したように、敷地境界における臭気指数は10未満となると予測しています。</p> <p>また、煙突排ガスによる悪臭の予測結果については、予測評価書案 P.384「表 5-2-5-10 煙突排ガスによる悪臭の予測結果（最大着地濃度）」に示したように、悪臭の短時間値の最大着地濃度は、全ての設定気象条件においてアンモニアで 0.1ppm 未満、臭気指数は 10 未満となっており、環境への影響は小さいものと考えます。</p>
<p>吹き上げ風により民家（特に東地区、入の沢付近）への大気汚染が最も多いのではないかと思います。植物・洗濯物等への汚染の影響はどの様に想定されていますか？更に臭気については、どう想定されていますか？</p>	<p>■煙突排ガスによる悪臭の影響について</p> <p>煙突排ガスによる悪臭については、アンモニア（特定悪臭物質）及び臭気指数に対して、煙突排ガスの排出条件、類似施設における煙突からの悪臭排出濃度より悪臭の排出量を設定し、「大気汚染」における短時間高濃度の予測で予測項目毎に最も着地濃度が高濃度となった際の気象条件を対象として、大気拡散式によって予測計算を実施しました。</p> <p>予測結果として、予測評価書案 P.384「表 5-2-5-10 煙突排ガスによる悪臭の予測結果（最大着地濃度）」に示したように、悪臭の短時間値の最大着地濃度は、全ての設定気象条件においてアン</p>

	<p>モニアで 0.1ppm 未満、臭気指数は 10 未満となっており、環境への影響は小さいものと考えます。</p>
<p>『環境影響予測評価書』の「悪臭」に関する評価は、建設予定地の敷地境界線と市道63号線沿線の3箇所だけで、弘法山自然公園の影響予測がありません。建設予定の施設には、脱硝設備を装備する計画で、供用開始後薬剤として使用するアンモニアの過剰分が、煙突から吐出されることを常に想定しなければなりません。他の悪臭成分を加えた煙突出口濃度を予測し、『大気汚染』と同様に逆転層による影響を権現山や弘法山の山頂付近で検証する必要があると思います。</p> <p>「悪臭」に係る検証も、高位、基準、低位の3計画ごみ質に対する出現可能なごみ処理量を勘案した6～9ケースについて行い、『環境影響予測評価書』に明記することをお願いします。</p>	<p>■アンモニアの過剰分について 脱硝設備におけるアンモニアの使用については、適正な投入量となるように自動制御し、過剰分が発生しないようにします。</p> <p>■悪臭の権現山山頂周辺への影響について 煙突排ガスによる悪臭については、アンモニア（特定悪臭物質）及び臭気指数に対して、煙突排ガスの排出条件、類似施設における煙突からの悪臭排出濃度より悪臭の排出量を設定し、「大気汚染」における短時間高濃度の予測で予測項目毎に最も着地濃度が高濃度となった際の気象条件を対象として、大気拡散式によって予測計算を実施しました。</p> <p>予測結果として、予測評価書案P.384「表5-2-5-10 煙突排ガスによる悪臭の予測結果（最大着地濃度）」に示したように、悪臭の短時間値の最大着地濃度は、全ての設定気象条件においてアンモニアで0.1ppm未満、臭気指数は10未満となっており、環境への影響は小さいものと考えています。</p> <p>■3計画ごみ質による予測について 大気汚染の予測と同様に、悪臭も含め全評価項目について環境影響の予測評価では、環境影響が大きくなる条件を設定して実施しています。</p> <p>有効煙突高は高質ごみの場合に比べて、基準ごみ、低質ごみの場合は湿り排ガス量が少なくなることでやや低下することとなりますが、それと同時に、煙突からの悪臭の排出量が小さくなるため、臭気の着地濃度は結果として低くなります。</p>
<p>環境影響予測評価書案383頁、表5-2-5-9 悪臭防止対策について分かりやすく説明して下さい。</p> <p>①「施設の密閉化 工場棟は開口部を少なくし、可能な限り密閉構造とする。」としているが「可能な限り……」では曖昧な表現である。数値で示すのが当然である。</p> <p>②「搬入口等の開口部の対策 プラットホームの車両出入口となる開口部はエアーカーテン付きの自動扉を採用し、悪臭の外部への漏洩を最小限にとどめる」としているが「最小限にとどめる……」では曖昧な表現である。最小限と</p>	<p>■悪臭防止対策について 臭気の外部漏洩が考えられる開口部はプラットホームの車両出入口になりますので、その対応を含め予測評価書案 P.383「表 5-2-5-9 悪臭防止対策」に施設的设计・仕様上、及び施設管理上の環境保全対策を記載しています。悪臭の予測については、類似事例を参考にする方法が一般的であるため、これらの内容を効果的に実行することにより、施設の稼動に伴う臭気指数は 10 未満と予測され環境への影響は小さいものと考えています。</p>

<p>はどのくらいの数値を指すのか示してほしい。</p> <p>③「可燃ごみ収集車両の管理 可燃ゴミ収集車両が施設外へ出る場合には車体に付着したごみや汚水を洗い流すように配慮する。」としているが「配慮する。」するとは曖昧な表現である。配慮するとは何がどうなった状態なのか？さっぱり分らない。具体的に説明してほしい。</p> <p>④「プラットホーム等の清掃と消臭剤の散布 プラットホーム及び施設内道路は定期的に清掃するとともに、プラットホーム及びごみピット内へ消臭剤を散布して悪臭の発生を抑止する。」としているが「抑止する。」では曖昧な表現である。抑止するとは具体的に何がどういう状態をさすのか？さっぱり分らない。消臭剤を1リットル散布するのか？ドラム缶で50本ぐらい一度に散布するのか？全然分らない。勿論、散布頻度も何を基準にしているのか？もう少し親切に記載したらどうですか？</p>	
<p>地元経済への貢献度を考慮して、供用開始後の『事後評価』の一項目に“権現山山頂”での「悪臭」を加えて頂きたいと思います。</p>	<p>■事後調査における悪臭調査地点の追加について  アセスメント手続きにおける供用開始後の悪臭の事後調査については、実施区域敷地境界の2地点において、施設の稼働が定常の状態となる時期の1年間のうち2日間（施設稼働時1日間及び施設非稼働時1日間）の調査を実施する予定ですが、アセスメント手続きにおける事後調査とは別途に、地元自治会等とも協議した上で、必要に応じてモニタリング調査の実施を検討したいと考えています。</p>

## 6 廃棄物・発生土

主な意見の概要	意見に対する見解の概要
<p>産業廃棄物・発生土に関する環境保全について (p.84)、処分を行うために建設敷地内から、外部に搬出する場合は専用車両と運転者を決め、その車両をGPS等による科学的手法により、適切に処分地搬入されたことが確認できる方法を、業者に義務付ける。</p> <p>また、当然ながらマニフェスト管理の徹底と、抜き打ち監査をすることを提案します。</p> <p>不法投棄により、施設建設に影響が無いよう、幾重にも監視体制を整え十分な管理を徹底する必要がありますと考えます。</p>	<p>■廃棄物・発生土対策について</p> <p>廃棄物・発生土対策について、その外部への運搬に関しては、今後決定する受託業者への指導・管理を適切に行うこととします。</p> <p>また、当然ながらマニフェスト管理を徹底し、不法投棄等がないよう監視体制を整え、十分な管理を行います。</p>
<p>焼却灰を溶融固化しスラグとして売却する計画も無理です。又、焼却飛灰を最終処分場に埋め立てることも、「困り物を目の前から消せば、問題解決なのか、とがっかりです。</p>	<p>■溶融スラグの資源化、焼却飛灰の処分方法、について</p> <p>既に他都市においては、灰溶融施設を整備しスラグを生成し建築・土木資材として有効利用している事例や、民間施設を活用したセメント原料化、溶融、焼成などの手法により、有効利用されている事例もあります。</p> <p>現在、二市組合では、焼却灰は最終処分場への埋立処理を行っていますが、資源化・有効利用を図る必要があると考えます。しかし、塩素分を多く含む焼却飛灰は、現状では取り扱いが難しく、民間施設での受け入れ費用の問題などから、現時点では伊勢原清掃工場と同様に適正な処理を行い最終処分場に埋立処理する計画です。</p>
<p>一般廃棄物については書かれているが、産業廃棄物である「焼却灰・飛灰・溶融スラグ」についての言及が全くない。売ろうと役立てようと廃棄物には違いない。「資源」などとうそぶくのはやめてもらいたい。</p> <p>焼却灰をセメント原料にする事は、藤沢六合コンクリート事件でも騒がれたように、社会的認知がなされていない。また、溶融スラグは日本における溶出試験が甘く、路盤材に使うことは危険である。最終処分場内に留めていた汚染を、一般の生活環境中にバラ撒く事に等しい。上記三点についてきちんとアセスをやるべきである。</p>	<p>■焼却灰・溶融スラグの資源化について</p> <p>クリーンセンター計画におきましては、焼却灰等は資源化を図り、最終処分量の減量化に努めます。</p> <p>なお、クリーンセンターから排出する灰や溶融スラグには、産業廃棄物を一切含みません。また、藤沢市の生コン製造販売会社の事件は溶融スラグ自体の問題ではなく、生コン製造上の問題であると認識しています。</p> <p>また、焼却灰のセメント原料化は既に多くの自治体で利用実績があり、最終処分場の確保が厳しい状況の中で灰の資源化を進める上での有効な手法の1つであると認識しています。</p>
<p>ストーカ炉方式では、焼却灰を民間施設で資源化する計画です。この際、民間施設への委託費用は、通常搬出重量に対して課されます。そして、</p>	<p>■ストーカ炉方式における焼却灰の湿潤処理について</p> <p>焼却灰は、飛散防止等の安全性の観点から、多くの民間資源化施設で湿潤処理後の受入れを条件</p>

<p>本環境影響予測評価書からその焼却灰飛散防止が焼却灰の湿潤処理法によるために他方式より施設搬出物の重量比で30%も重くなっています。</p> <p>焼却灰の加湿水分重量は、支払う委託費用を只増やすだけです。そこで、焼却灰飛散防止対策を設計段階でメーカー提案を募り、操業の安全、安定性の確保と施設運営経費の抑制の両立を図る最適解を探ることをご検討ください。</p>	<p>としています。</p> <p>なお、焼却灰の運搬方法等につきましては、今後、安全性の確保と施設運営経費が両立できる適切な方法を検討したいと思います。</p>
<p>ストーカ炉で発生する焼却飛灰は、埋立処分で計画していますが、流動床炉の場合と同様に民間資源化施設を活用した資源化を図らないのでしょうか？資源化を回避する事由をご開示下さい。</p>	<p>■ストーカ炉方式における焼却飛灰の資源化を回避する理由</p> <p>「ストーカ式焼却方式」における焼却飛灰は「流動床式焼却方式」に比べ、塩素分を多く含むため、受入れ可能な民間資源化施設の数に限られてしまうことや資源化をするための費用及び二市組合の最終処分場の埋立残容量などから、現時点では埋立処分する予定です。</p> <p>なお、民間資源化施設での資源化に対応ができるようにジェットバック車による搬出ができるような設備計画としています。</p>
<p>流動床炉方式では、民間施設を活用して資源化率を高める計画です。この施設では、民間施設のバックアップ対策として焼却飛灰の無害化処理設備を装備します。この無害化処理設備は、民間施設が円滑に機能していれば、無用の設備です。そこで、施設の安全操業を設計条件に組入れ、メーカー提案を募り、施設建設費を抑制し、操業の安全、安定性の確証を得る方策をご検討ください？</p>	<p>■流動床炉方式における無害化処理設備は無用の設備について</p> <p>焼却飛灰を資源化する場合は無害化処理を行いませんが、民間施設（リスク分散のため複数施設で資源化）の一部において受入れできなくなった場合は、二市組合の最終処分場へ埋立てざるを得ないため、無害化処理施設は必要と考えます。</p>
<p>発生土については、「近場の公共残土処分場で処分する」というが、それは何処なのか？明らかにしなければ、正確な影響予測はできない筈である。運搬の道中と処分先の生活環境への影響まで見る必要がある。運搬ルートを確認にして、アセスをやり直しせよ。</p>	<p>■発生土の運搬ルートについて</p> <p>発生土による環境影響については、「廃棄物・発生土」において、予測評価を実施し、予測評価書案に記載しています。</p> <p>発生土の運搬については、工事用車両の走行による影響として、「大気汚染」、「騒音」、「振動」、「安全（交通）」に関する予測評価を実施し、予測評価書案に記載しています。また、工事用車両の主要走行ルートについては、予測評価書案P.82「図4-2-1 主な工事用車両ルート図」に示しています。</p> <p>それぞれ、予測結果、講じる環境保全対策等から環境への影響は小さいものと考えます。</p> <p>なお、現在の段階で公共残土処分場の具体的な場所は決まっておりませんが、有効利用できない発生土の処分先については本市内の公共残土処分場を優先的に考えています。発生土の運搬を含めた工事用車両の走行ルート配分の設定においては、</p>

	<p>実施区域周辺の交通事情（道路の規格等）を基に設定しました。</p> <p>■公共残土処分場における環境影響について  公共残土処分場につきましては、対象事業とは別事業となりますので見解は差し控えさせていただきます。</p>
<p>焼却後の焼却灰について説明が足りない。焼却方式が未定な段階なので明記出来ないとしたら、一旦計画を棚上げしてゆっくり検討してもらいたい。焼却灰等の処分地を民間の施設とどこかに記載されていたようだが失念した。今の段階で処分地の所在地、業者名を明かにしておくべきと考える。</p>	<p>■焼却灰の処分地、業者名について  焼却灰は資源化を基本としています。処理方式により、その手法は異なりますが、自己施設での溶融スラグ化または民間施設によりセメント原料、焼成（人工砂）、溶融スラグ化などを想定しています。  なお、焼却処理により発生する飛灰等は二市組合の最終処分場に埋立処分します。</p>

## 9 植物・動物・生態系

主な意見の概要	意見に対する見解の概要
<p>キンランについて、「必要に応じて専門家等に相談し、・・・適切に移植を行う方針である。」とあるが、キンランの移植については極めて難しいと言われており、成功率は60%台であるとされ、費用も高価であるはずである。その辺のことも調査し載せるべきではないか。このような評価書案にある方法が許されるならば、どんな施設も建設可能になってしまう。</p>	<p>■キンランについて            キンランの移植事例としては、「道路環境影響評価の技術手法 2007改訂版」（平成19年、財団法人道路環境研究所）に、一般国道298号（東京外かく環状道路）及び一般国道158号中部縦貫自動車道（高山清見道路）における事例の記載があります。これらのうち一般国道158号については、環境保全措置の効果として、「平成12年度移植個体は3/4が生育し続けており、保全効果が得られたが、平成14年度と15年度に移植した各2個体は生育を確認出来なかった。」と記載されています。            対象事業では、キンランの生育地点は改変しないよう配慮しますが、改変せざるを得ない場合には適切な時期に生育状況を確認します。生育が確認された場合には、専門家の指導のもとに適切な移植を行うことにより、適切な配慮がなされるものと考えます。</p>
<p>「地元有識者の情報では、弘法山付近はオオタカの営巣に適した環境ではないとのことであった。」地元有識者とは誰を指すのか、クマタカやイヌワシならばその有識者のいうことも納得できる。が、その情報が正しいことを調査する事がアセスの仕事ではないのか。表5-2-9-19 動物調査期日で、オオタカが一番人目に付く2月、3月を除いてあるのは、どんな理由からなのか。営巣地であるかどうかの調査は、この月が欠かせないはずである。この調査で営巣地でないことが判明しても、餌場の可能性は否定できない。これを知るにはオオタカの食痕調査も必要になる。この調査はアナだけである。</p>	<p>■地元有識者について            弘法山の自然や動植物の生育・生息状況に精通された自然愛好家3名の方に相談しました。この方々は、秦野オオタカ調査団のメンバーをされていたり、弘法山の自然観察会などで講義をされています。            ■オオタカの営巣に適した環境について            オオタカを含む猛禽類については、鳥類調査とは別に猛禽類調査を実施し、資料編P.資-62～資-64に調査結果を記載しました。現地調査は2月及び3月には実施していませんが、平成19年4月には、3～6日と、17日、19日の合計3回6日間の調査を行いました。「猛禽類保護の進め方」（平成8年、環境庁）によれば、調査を実施した4月はオオタカの造巣期から抱卵期に該当しています。実施区域周辺で営巣していた場合には、巣材運びや餌運びなどの繁殖を示唆する行動等が確認されるものと考えられますが、現地調査の結果、それらの行動は確認されませんでした。            以上のことから、オオタカを含む猛禽類が、繁殖期に実施区域及びその周辺を営巣地や主要な餌場として利用している可能性は小さいと考えています。</p>
<p>生態系の中で、クヌギ、エノキが確認されているながら、注目種オオムラサキ（国蝶）の確認が文</p>	<p>■植物・動物・生態系の予測評価について            昆虫類については、予測評価書案P.461「表5-2-9-19 動物調査期日」に示したように、春季か</p>

<p>献のみである。これまで弘法山では確認されていたが、今般が未確認なのは確認モレか？本当にいないのか？もし本当にいないのなら弘法山自然公園では、絶滅したことになる。ならば、現状でも環境の悪化が進行している事の証であり、更なる悪影響をもたらす煙害の元（清掃工場）などは、その麓に造るべきではない。</p>	<p>ら秋季にかけて計6回の現地調査を実施した結果、オオムラサキは確認されませんでした。この調査結果をもって、本種が弘法山周辺において絶滅したと判断することは出来ないと考えますが、対象事業では、現況の地形を利用することにより既存の樹林等は可能な限り残す計画としていることや、排ガス処理設備として集じん装置や脱硝装置などを設置して煙突排ガスに含まれる大気汚染物質を低減することから、オオムラサキの生息可能な環境への影響は小さいものと考えます。</p>
<p>生態系への影響について。アセス案は「建設工事による影響を低減するための環境保全策は、以下に示す通り・・・」としているが、最も重要な「供用開始後の影響評価が、全くなされていない。「実施区域内では・・・」と言うが、造ろうとしているのは毎日、四六時中、猛毒の排ガスを大量に吐き出し続ける「巨大ゴミ焼却場」だ。その拡散途上の高濃度排ガスによる弘法山自然公園の生態系全体への影響を全く無視している事は、どうも許されない。</p>	<p>■煙突排ガスによる植物・動物・生態系への影響について</p> <p>対象事業では、排ガス処理設備として集じん装置や脱硝装置などを設置することにより、施設の稼働により煙突から排出される大気汚染物質の濃度を低減する計画です。また、施設の稼働に伴う煙突排ガスに含まれる大気汚染物質の評価結果は、二酸化硫黄、二酸化窒素、浮遊粒子状物質、ダイオキシン類、塩化水素、水銀及び粉じんのいずれの項目も評価目標とした環境基準等を下回っています。</p> <p>以上のことから、煙突排ガスに含まれる大気汚染物質による植物・動物・生態系への影響は小さいものと考えます。</p>
<p>鳥類や植物も減少することを大変心配しています。</p>	
<p>自然豊かな緑あふれる秦野の生態系を守りましょう。</p>	
<p>本意見書記述者は、かつて、本アセス実施計画書（平成18年8月）に対して、水生生物に関する意見を述べた者です。そのときの当方意見を受けてかどうか、その後、実施計画書の当該部分には多少の追加変更が加えられたようですので、意見者としてはそれらの経緯を最後まで見届ける責務があると考え、本評価書案についても、植物・動物・生態系のうち「水生生物」に関してですが、再度意見を述べます。</p> <p>これらは、評価書案・本編（524～565p.）および資料編（資-84p.）に基づく意見です。</p> <p>(1) 現地調査結果（530～550p.）について</p> <p>a) 魚類</p> <p>現地調査で10種を確認したとして、次のようにコメントされています。</p> <p>「確認種の大部分は分布域の広い種で、調査地</p>	<p>■水生生物への影響について</p> <p>予測評価書案では、調査結果の概要について分かりやすく簡潔な表現とするよう努めました。</p> <p>魚類については、ウグイ、アブラハヤ、オイカワ、ドジョウ等、底生動物については、イトミミ</p>

域の環境を反映して平地を流れる小河川に生息する種が多く確認された。」

b) 底生動物

現地調査で80種を確認したとして、次のようにコメントされています。

「確認種の大部分は分布域の広い種で、調査地域の環境を反映して平地を流れる小河川に生息する種が多く確認された。」

c) 付着藻類

現地調査で61種を確認したとして、次のようにコメントされています。

「調査地域の環境を反映して河川中流から下流域に生育する種が多く確認された。」

以上3項目の現地調査結果のなかで、魚類（10種確認）と底生動物（80種確認）のコメントが全く同じである点にまず注目します。一言一句がそのまんま。単なるコピペでしょうか？そして、その記述も簡潔にして明瞭、と申せば聞こえは宜しいが、有り体に言えば極めて凡庸にして紋切り型のコメントとなっています。

実際のところ、例えば底生動物について見た場合、確認種の「大部分」が「分布域の広い種」で、「平地を流れる小河川に生息する種が多い」と、評価書案作成者は本当に認識しているのでしょうか？恐らくそんなことは決してありません。そもそも、底生動物として出現した種には分布・生態的知見に乏しい分類群（タクサ）が少なからず含まれているのは明らかであって（むしろ分布生態が不明な種の方が多い）、そのようなジッパヒトカラゲ的な記述はとても出来るものではない、と当方は考えます。

出現種のうち比較的ポピュラーな種について、それらの生息域区分をあえて試みれば、概ね次表のようになるでしょう（これにしても厳密には正確な区分とは言えませんが）。要するに、平地性・丘陵性・山地性の種があれこれ混在しているわけで、これを「平地を流れる小河川に生息する種が多い」と単純に言い切ってしまう評価書案の記述に対しては、どうあっても首をかしげざるを得ません。

ズ科、シマイシビル、アメリカザリガニ、ミズムシ、ハグロトンボ、ユスリカ類等、いずれも本市の河川に一般的にみられる種が多く確認されたことから、「確認種の大部分は分布の広い種で、調査地域の環境を反映して平地を流れる小河川に生息する種が多く確認された。」と記載しました。

付着藻類については、主として河川中流から下流域にかけてのやや汚れた水域に見られる種が比較的多くみられたことから、「調査地域の環境を反映して河川中流から下流に生息する種が多く確認された。」と記載しました。

分類	平地性種	丘陵・山地性種
甲殻類	モクズガニ	サワガニ
カゲロウ類	サホコカゲロウ Baetis sp.H	シロハラコカゲロウ Baetis sp.F
トンボ類	シオカラトンボ ハグロトンボ	ヤマサナエ オナガサナエ コヤマトンボ
カメムシ類	アメンボ	シマアメンボ
トビケラ類	Cheumatopsyche属	ヒゲナガカワトビケラ
ユスリカ類	セスジユスリカ	Tanytarsus属
コウチュウ類		ツヤヒメドロムシ

付着藻類（淡水藻）については、さすがに魚類、底生動物と同一文のコメントにはなっていませんが、スタイルとしては似たような紋切り型です。そして、付着藻類（＝淡水藻類）の大部分の種は、底生動物以上に分布・生態的な知見が乏しいことを考えれば、「河川中流から下流域に生育する種が多」とは決して言えないでしょう。

次に、「調査地域の環境を反映して」という修飾文に着目します。その「反映」の根拠となる「調査地域の環境」とは、具体的には西沢の流水環境（河川形態、流況、水質、河床材料等）ならびに水辺環境（水際部の状況、護岸状況、河畔構造物、河畔林等）を指しているわけでしょう。それでは、そのような流水環境、水辺環境が評価書案のどのページに、どのような形で記載されているのかと探してみたところ、のっけから「本事業における環境影響評価項目の選定のなかでは、水質汚濁、水象（河川・地下水）は評価項目に選定しない」（137～142p.）とあって、どうやら現地調査は実施していないようなのでした。定期水質調査も流況調査も、河川形態調査すらもやっていない。これでは、水生生物の生息状況に「反映」している（＝影響を及ぼしている）であろう調査対象水域の「環境」がどういったものなのか、まったく把握しようがないではありませんか。

ただし、水生生物調査の項の後のほう（550p）に、「エ. 生育及び生息環境等との関わり」として、わずか7行ばかりの環境に関する「既存資料の収集・整理及び現地調査結果」が記されていました。その7行をさらに要約すれば以下のとおりです。

- ① 流れ幅2～3m、水深0.1～0.5の小河川
- ② 河床は大部分が砂礫からなる
- ③ 約500mの調査範囲内における環境の違いはほとんどない

対象事業では、西沢において護岸改修や河床の掘削等の水生生物の生育及び生息環境に著しい影響を及ぼすおそれのある工事を行わない計画であることから、水生生物の生育及び生息環境の調査は、目視による生育及び生息環境の概況の把握を行いました。

予測評価書案P.550では、「ウ）調査方法」において、「調査方法は、既存資料の収集・整理及び現地調査とした。」と記載していますが、水生生物調査に使用した既存資料には、西沢における水生生物の生育及び生息環境に関する記載がなかったため、「エ）調査結果」には、現地調査結果を記載しました。

④ 金目川合流点手前に高さ約1mの落差工があり、生物移動の妨げとなっている

ずいぶんとアッサリした生息環境調査結果です。なおこの記述には「既存資料の収集・整理結果」は全く「反映」されておりませんから、これは全て水生生物の「現地調査」の際に観察した(?)記録であると思われます。しかしながら、この記載をもって調査対象地域の「水域生態系の環境」が正しく示されたかどうかは甚だ疑問であり、従って、先の修飾文における「反映」の根拠は、少なくとも当方にとっては甚だ不明朗なままです。

ちなみに、この意見書を記すに先だって、意見書記載者は調査対象域である西沢流域をざっと踏査してきました(平成21年2月17日午前)。川の中へは直接入っておらず、コンクリート護岸の水辺に沿って20~30分ほど歩いて観察しただけですが、それでも、少なくとも以下に述べる程度の環境に関する補足は可能でした。

① 「水深0.1~0.5」とあるが、これは正しくない。冬季の平水時でも水深1m前後の深く大きな淵が、調査範囲内に少なくとも8ヶ所は存在している(M型淵6ヶ所、S型淵2ヶ所)。それらの淵は、魚類の休み場、隠れ場として良好かつ重要な環境となっているものと思われる。実際、現地踏査を行った際にも、コイを3尾、ウグイを2尾、アブラハヤを300尾以上、それらの淵で目視確認した。

② 河床状況は、単に「砂礫」と記しただけでは全く不十分で、どの程度のサイズの礫が主体となっているのかを示す必要がある。付着藻類、底生動物、あるいは底生性の魚類など、生活史を河床に強く依存する水生生物の生育・生息にとって、礫サイズ、種類およびそれらの配置状態(浮き石か沈み石か)は重要な環境要素である。もちろん、瀬と淵では主たる河床材料は異なる。瀬に着目した場合、上流部(St.1~St.2)の早瀬における河床材料は、小石(径100~200mm)が優占し、他に粗礫(径50~100mm)、中石(径200~500mm)が混じる状態のようである(護岸上からの目視観察による)。それらは、造網性トビケラ類をはじめ多くの水生昆虫類の生息に適した環境とみなすことができる。

③ 「環境の違いはほとんどない」とは、何と乱暴な言い方だろうか。実際には、河道の両岸は大部分がコンクリート護岸となっているものの、流水部の状態は、いわゆる用水路的な単調な流れでは

西沢の調査区間St.3には落差工があり、河床もコンクリート床固めの部分がみられますが、その部分以外はおおむね自然な河床であり、St.1及びSt.2と同様に平瀬、早瀬及び淵が形成され、多様な生息環境が見られました。水生生物の調査区間における生息環境の現況について、「環境の違いはほとんどみられなかった。」と表現しましたが、この文章は、多様な生息環境がみられないという意味ではなく、上記のとおり調査区間の広い範囲で多様な生息環境が存在しているという意味で記載しました。

ない。流路には寄り州（砂礫堆）が交互に発達して早瀬、平瀬、淵が形成され、水深や流速もさまざまに変化し、小河川なりに比較的多様性に富んだ流れを呈している。

調査範囲全体のなかでは、下流部（St.3）は、落差工の上・下流一帯がコンクリート床固めとなっていたり、あるいは置石護床工の区間があったりと、河床状態はやや人工的かつ単調である。また、排水路の流入する箇所もある。これに対して、上流部（St.1およびSt.2の範囲）は、概ね自然な河床状態が保たれている。

水辺の状況は、左岸側の山腹斜面が間近に迫っている場所、やや離れている場所、住宅地等の建造物が接近している場所、開放地（荒地、休耕地）の場所などさまざま、全調査区間を通じて決して単調、均一な環境ではない。

- ④ 下流域に設けられた落差工は「合流点手前の高さ約1m」のものだけではなく、金目川合流点の上流約20mと約90mの2箇所に存在する。そして、それぞれが2段構造になっていることから、計4ステップの段差が形成されている。各ステップの高さは、下流から順に0.8m、1m、0.3m、1m程度（目視観察による推計値で、実際に測定してはいない）。これらの構造物は、平水時には魚類の遡上に対する障害物となるだろうが、増水時にはその落差も小さくなるため、遊泳力の強い魚種などは遡上が可能になるものと思われる。西沢でオイカワ、ウグイ、カワムツが確認されていることは、その推測を裏付けているのではないか？

このような環境を「反映」した結果として、水生生物と生息環境との関わりとして、次のようなことが言えると思います。

#### a) 魚類

ホトケドジョウとアブラハヤが優占し、山麓地・丘陵地における「昔ながらの谷戸細流」を代表する魚相を示している。特にホトケドジョウの生息量が非常に多いことは、近年、神奈川県内各地の谷戸の水域において本種が著しく減少していることを考えると、大変貴重な存在といえる。

また、時期によってはウグイやオイカワの生息も認められることから、魚類にとって、西沢は金目川本流とつながりをもった環境、例えば洪水時の避難所としての役割を担っていることなどが考えられる。下流部にある落差工を改築すれば（単に階段状に土嚢を積むだけでもよい）、本川

・支川の結びつきはもっと強くなるだろう。

b) 底生動物

シマイシビル、ミズムシのようなα中腐水性水域（かなり汚れた水域）の指標種や、ナミウズムシ、シロハラコカゲロウ、アシマダラブユ属のような貧腐水性水域（きれいな水域）の指標種が優占し、トンボ類の幼虫も10種を数えるなど、山麓地域の農耕地や住宅地のなかを流れる水の汚れがやや目立つ細流環境にすれば、底生動物の種組成は比較的多様である。また、ウルマーシマトビケラ、ヒゲナガカワトビケラなどの造網性トビケラ類も多いことから、小石～中石主体の河床で、流況もある程度安定した環境であることがうかがえる。

c) 付着藻類

種数は比較的多く確認されている。ただし現存量については、定量調査による各地点・各季の細胞数は9～362細胞/mm<sup>2</sup>（平均115細胞/mm<sup>2</sup>）と、かなり少ない値である。（※なお、これについては単位に疑問あり。後述参照）。各調査地点の水面は概ね開放的な環境となっており、日射量が少ないためとは思われない。試料の採取方法に不備があったのだろうか。または、西沢の流況が不安定であるのか（前述の底生動物の環境とは逆の推測）、それとも窺い知れぬ水質汚濁の影響等があるのかも知れない。いずれにしても、通年の流況調査、水質調査が実施されていないため、その点は憶測に止まる。

評価書案に対する反駁的な見解を強調するあまり、細部に拘って執拗に述べ過ぎた嫌いもありますが、要するに、評価書案の文脈のなかで記された「環境を反映して」という文言は、かつてのアセス報告書では毎度お馴染みの「枕詞」に過ぎないデハナイカ！ということを書いたかったわけです。

以上をまとめると、評価書案の水生生物調査結果に記載されたコメントに対する当方意見としては、全体としてあまりにも雑駁な書きぶりが目に余り、いささか品格に欠ける言い方をすれば「コンナモンデヨカンベ的コメント」と断じてよろしいかと存じます。

ここで、今から約20年近くもの昔、『環境アセスメント10年のあゆみ』（神奈川県環境部環境政策課、1991年）という県の報告書が刊行されたことを改めて思い出します。そのなかで、逗子市在住

の論客・D氏は、次のように述べておられました。

『・・・10年の経験は、住民を賢くもしたが、アセス評価書を書くコンサルタント会社をも賢くした。アセスの場は、ある意味では両者の科学論争の場といえるだろう・・・』

それから、はや幾星霜。今回の評価書案における「水生生物」の項を見る限りでは、Dさんの希望的ないし楽観的見通しは所詮アダ花だったのでしょうか？当方、決して賢いとは申せぬ「住民」（事業実施区域から半径3km圏内に在住）に過ぎませんが、遠く昭和の時代を思わせる旧態依然としたアセス報告書が未だ化石のように残存しているかのごとき今回の評価書案には、心底ガッカリしました。

と、これだけで意見を終わりにしてしまっただけでは、単なる揚げ足取り、言葉尻を捉えたイチャモンと受け取られかねませんので、以下、評価書案に記載された調査結果データの個々について、各項目別に気がついたことを箇条書きに記しておきます。

#### a) 魚類

◆「表5-2-9-45 魚類確認種」の表中に「既存資料調査による確認種」を含めているのはかなり奇異な感じがする。例えば、イワナは金目川水系のどの場所で生息が確認されているのか（菩提のマス釣り場か？）。また、カマキリは調査地域の西沢から遙かに隔たった金目川河口部付近で過去に一度確認されただけの偶来種ではないか。その他、アマゴ、ゴクラクハゼ、ブラックバスなどの魚種についてもしかり。本アセスの確認種リストとしては「なじまない」種が多く含まれているので、出来れば文献による確認種は本表からカットした方がよい。仮に掲載するのであれば、既存資料調査の対象水域を西沢及び西沢が合流する金目川の中流域、程度にしておくべきである。

あるいは、この魚類確認種リストは陸上動植物の確認種リストに倣って作成したと反論されるかも知れない。もしそうであれば、同じ水生生物の底生動物及び付着藻類の確認種リストにおいては、何故に既存資料調査による確認種を示していないのか？整合性が取れていないではないか。

既存資料調査による魚類の確認種については、正確な確認位置が記載されていないケースも多いため、本市内や金目川（汽水域を除く）に生息していることが記載されている種を魚類確認種として記載しました。なお、カマキリについては、「神奈川県レッドデータ生物調査報告書2006」（平成18年、神奈川県立生命の星・地球博物館）によれば、「河川の中流域に生息し、礫石のある瀬を好む。」とされており、金目川における確認例があることから、魚類確認種として記載しました。

例えば、底生動物については、本評価書案の既存資料調査（525p）で挙げられた文献『水べの生きもの』（秦野市教育研究所，1988年）に、市内水域で確認された水生昆虫が記載されている。また、新しい資料としては、調査地域のすぐ近く、西沢上流（名古屋地区）を対象とした以下の図書があり、そこでは魚類、水生昆虫類、貝類、甲殻類の生息確認記録がある。これなどは最も参考にするべき資料ではないか。

① 『名古屋の水生生物・ほ乳類と野の花たち』（NPO法人自然塾丹沢ドン会，2006年）

また、付着藻類については、調査年代はやや古くなるが、以下の神奈川県による一連の調査報告のなかに金目川水系における付着藻類の調査記録がある。同資料のうち、④および⑤については付着藻類と同時に底生動物調査も行われている。

- ② 『藻類植生と水質汚濁 第4報』（神奈川県，1974年）
- ③ 『藻類植生と水質汚濁 第6報』（神奈川県，1977年）
- ④ 『神奈川県の水生生物 第1報』（神奈川県，1978年）
- ⑤ 『神奈川県の水生生物 第8報』（神奈川県，1986年）

以上は、当方の手元にあった資料の一部を挙げたもので、丹念に探せば既存調査資料まだまだ出てくるだろう。例えば『神奈川県自然誌資料1号～29号』（神奈川県立博物館/神奈川県立生命の星・地球博物館，1980年～2008年）には、金目川水系の水生生物（魚類、底生動物）に関する報文が何編か掲載されている。

付言すれば、これらの文献はいずれも「公的機関から入手可能な資料」（525p）です。

◆魚類の調査方法は「タモ網等による採捕」および「目視観察」となっているが、採捕漁具として「タモ網」以外にどのような漁具を使用したのか？「等」の漁具を具体的に記しておくべきである。

調査結果表を見ると、ドジョウ類およびアブラハヤが採捕数の大部分を占めているが、例えば、モ網以外に「投網」、「定置網」等の漁具を使用したのであれば、ウグイ、オイカワ等の遊泳性魚類がもっと数多く採捕できたような気がする。そして、調査地域の魚相（種組成）も、今回の結果とは多少違ったものになったかも知れない。

底生動物については、予測評価書案P.531「表5-2-9-46 底生動物分類群別の生息確認科・種数」において、現地調査による確認状況の概要を整理したため、既存資料調査による確認種は表中に記載しませんでした。付着藻類については、予測評価書案P.533「表5-2-9-47 付着藻類確認種」に現地調査による確認種を記載しましたが、既存資料調査に使用した文献には、付着藻類に関する記載はありませんでした。

既存資料調査については、国または地方公共団体等の公的機関から入手可能であり、可能な限り発行年の新しい資料を使用しました。したがって、発行者が公的機関ではない資料や、発行年が古い文献については調査の対象としませんでした。

なお、予測評価書の作成にあたっては、予測評価書案の作成に使用した既存資料に加えて、「神奈川県自然誌資料」等の神奈川県立生命の星・地球博物館が発行した資料についても調査し、その結果を記載します。

魚類調査では、タモ網のほかにサデ網を使用しました。

予測評価書では、「タモ網及びサデ網」と記載します。



サデ網とサデ網を使用した採取例

出典：「平成9年度版 河川水辺の国勢調査マニュアル 河川版（生物調査編）」

（平成9年、(財)リバーフロント整備センター）

◆調査結果表には、魚類別の確認個体数を記してあるだけで、サイズ（体長、体重等）が不明である。もし採捕魚類の体長等を計測しているのであれば、そのデータを資料編なりに記載しておいた方がよいのではないか。魚のサイズ、すなわち成長段階（稚魚、未成魚、成魚）を示すことは、採捕された魚類が西沢で繁殖・再生産を行っているのか、あるいは一時的に遡上しただけなのか、などを推測するための有力な判断材料になる。せっかく年4回（各季節）もの調査を行ったのであるから、そこで得られたであろうデータを埋もれさせておくのは惜しい。

## b) 底生動物

◆「表2-4-15 底生動物確認種一覧」の分類体系、分類配列、和名、学名の元になった資料が不明なので、出典を明記すべき。（「2-4-14 昆虫類確認種一覧」の註記のように）

◆種数のカウント方法が間違っている。あるいは、一般的な方法に従っていない。

全体リストとして見た場合、No.9、12、30、45、68、72、73、75、77に記載されたタクサ（分類群）は、いずれも種数にカウントすべきでない。特に、「No.9ミミズ綱」や「No.75ハエ目」などを1種としてカウントするのは、単なる目録における「種数稼ぎ」に過ぎない、と受け取られてもしかたない。

なお、個々の検体ごとに種数を集計する場合は、カウントすべきでない種は、これとはまた別になる。

◆No.5～9：「ミミズ綱」の下位分類体系は、最新の知見に基づいて記載すべき。

◆No.14：学名欄の「Anisogammaridae sp.」が正しければ、和名をアゴナガヨコエビ科としたのは間違いで、正しくは「キタヨコエビ科」としてはならない。なおこの場合、分布域から考えて出現種はアゴトゲヨコエビ *Jesogammarus spinopalpus* だと思われる。

魚類調査については、採捕魚類の体長等の計測は行っていませんが、予測評価書では魚種別に稚魚、未成魚、成魚の確認の有無を記載します。

底生動物の分類体系等については、以下の文献に基づいて記載しました。

・「河川水辺の国勢調査のための生物リスト」（平成17年、(財)リバーフロント整備センター）

・「日本産水生昆虫」（平成17年、東海大学出版会）  
予測評価書では、これらの出典を記載することとします。

ご指摘いただいた種については、外部形態を確認した結果、確認されている同じ分類群の他の種と重複する可能性はないか、または極めて低いと判断されたため、別種として計数しました。

今回ご指摘いただいた種については、顕微鏡により形態を観察した結果、出現している同じ分類群の他の種と重複する可能性はない、または極めて低いと判断されたため、別種として計数しました。

ミミズ綱の分類体系については、最新の知見に基づく記載となっていない箇所もありますが、底生動物全体の分類体系を同一の文献に従って整理することが望ましいと考え、前述した「河川水辺の国勢調査のための生物リスト」（平成17年、(財)リバーフロント整備センター）にしたがって分類しました。

記載の誤りでした。予測評価書では、「キタヨコエビ科」に訂正します。

あるいは、和名欄の「アゴナガヨコエビ科」が正しければ、学名は「*Pontogeneiidae* sp.」としなくてはならない。この場合、ヤマトヨコエビ *Stemomoera japonica* が該当するかも知れないが、その可能性は低い。

◆No.15: ハマトビムシ科の学名は「*Talitridae* sp.」とすべき。

◆No.19: モクズガニが春季に西沢に遡上しているとするれば、これは比較的希有な事例と思われる。(たとえ「注目すべき種」に該当しないとしても、貴重である)。確認地点はSt.3のどの場所か(落差工の上流側か下流側か)、また個体サイズは(成体か未成体か)、などを示しておくべきではないか。

◆No.21~31: コカゲロウ科の学名記載が混乱している。最新の知見に基づいて記載すべき。

◆No.27: Gコカゲロウ *Baetis* sp.G は、ウスイロフトヒゲコカゲロウ *Labiobaetis atrebatinus orientalis* が正しい。

◆No.66~73: ユスリカ科の同定は、*Tanypodinae* spp., *Orthocladiinae* spp., *Chironominae* spp. など、亜科レベルで止めているものが大半を占める。これらはいずれも出現量がかなり多いことから、少なくとも優占種となっているものについては属レベルまで査定すべき。

◆No.69: セスジユスリカ *Chironomus yoshimatsui* は、幼虫では種まで同定することはできない。属 *Chironomus* sp. で止めておくべき。

◆No.74: *Simulium* 属 *Simulium* sp. は出現個体数が多いので、種レベルか、少なくとも亜属レベルまでの査定は可能ではないか?

記載の誤りでした。予測評価書では、「*Talitridae* sp.」に訂正します。

モクズガニが確認された場所は、St.3区間の落差工の上流側です。個体サイズは、甲幅約5cmの個体でした。なお、確認種の個体サイズについては、全体を通して記載しない形で統一しています。

コカゲロウ科の分類体系についても、ミミズ綱と同様に最新の知見に基づく記載となっておりませんが、底生動物全体の分類体系を同一の文献に従って整理することが望ましいと考え、前述した「河川水辺の国勢調査のための生物リスト」(平成17年、(財)リバーフロント整備センター)にしたがって分類しました。

ユスリカ類は、個体数が非常に多かったため、優占種に限った場合でも、全ての個体を属レベルまで同定する場合には、かなりの時間を要しますが、ユスリカ類を詳細に分類することにより、注目すべき種が新たに見つかる可能性は小さいと考えます。以上のことから、ユスリカ類の分類を亜科レベルに止めたことについて大きな問題はないと考えています。

「日本産水生昆虫検索図説」(昭和60年、東海大学出版会)に記載されたセスジユスリカの幼虫の特徴に基づき、セスジユスリカと同定しました。

ブユ科*Simulium*属は、個体数が非常に多かったため、優占種に限った場合でも、全ての個体を属レベルまで同定する場合には、かなりの時間を要しますが、*Simulium*属を詳細に分類することにより、注目すべき種が新たに見つかる可能性は小さいと考えます。以上のことから、*Simulium*属の分類を属レベルに止めたことについて大きな問題はないと考えています。

### c) 付着藻類

◆付着藻類調査は何のために行ったのか。まず、それが大きな疑問。

そもそも、本アセス実施計画書（平成18年）では、付着藻類という生物群は調査対象に挙げられていなかったにもかかわらず、その後、計画変更されて調査対象項目に加わり、年4回の調査が実施された。新たに調査項目として追加した目的が「藻類生育種目録の作成」および「貴重種の有無の確認」としたものであれば、前者については現地調査によってある程度までは目的が満たされただろう。ただし、後者についてはほとんど満たされていない。その理由は、付着藻類の調査方法が定量採取のみ実施、すなわち、わずか5cm×5cm範囲内の生物を数ヶ所で採取したのみ、であったためである。

付着藻類（＝淡水藻類）という生物群のなかで、いわゆる「貴重種」に選定されている種は、例えばシャジクモ類、チスジノリ類、オオイシソウ類、カワノリ（※註記参照）など、いずれも肉眼的に識別可能な大型種である。それらを確認するには、調査範囲の水域全体をくまなく踏査して目視探索し、採集確認するといった調査方法をとる必要があるが、それを全くやっていない。その点から考えると、今回の付着藻類調査は、単に底生動物調査に付随するものとして、いわば「刺身のツマ的に」後付けで加えたもの、すなわち貴重な事業費用の無駄ではなかったか、という感が強い。

あるいはまた、もし、付着藻類調査の目的が「水辺生態系ユニット」の把握の一環、すなわち魚類や底生動物など高次の水生生物の「餌」としての藻類現存量を把握しておくため、というのであれば、評価書案のどこに、そのような記載があるのだろうか？探しましたが、どこにも見つかりません。

それに関連してもう一言。付着藻類を調査対象として新たに加え、一方で大型水生植物（いわゆる水草類）を調査対象としなかったのはマズイのではないか。ツルヨシ等の水辺植物については陸上植物調査のなかで確認されているが、「水中植生」については全く未調査のようである。むしろ、優先順位？からいえば、付着藻類よりも大型水生植物の方こそキチンと調査しておくべきであった。

付着藻類については、水辺生態系における基礎的な情報として、生産者である付着藻類相を把握するために調査を実施しました。なお、「神奈川県環境影響評価技術指針解説」では、水生生物の調査対象に付着藻類が含まれています。

大型水生植物については、陸生植物の現地調査時に合わせて調査を実施しましたが、確認されませんでした。

※註記

金目川本川源流部の分水嶺を越えた山向こう、相模川水系藤熊川には、環境省レッドリストで準絶滅危惧（NT）に選定されているカワノリ *Prasiola japonica* の生育地がある（秦野市丹沢寺山地先）。また、過去の記録としては、金目川水系大山川（伊勢原市大山地先）でもカワノリが確認されたことがある。丹沢山塊の成因、地質構造等を考えると、金目川の上流域にもカワノリが分布する可能性は十分あるように思われる（蓑毛付近の流れの様子は、カワノリが生育していても決して不思議ではない環境に見える）。ただし、調査地域の西沢については、河川環境から見る限り、恐らく生育していないだろう（先に示した方法による現地調査を実施していないので、可能性ゼロとは言い切れませんが）。

◆「表5-2-9-47 付着藻類確認種」の分類体系、分類配列、種名（学名）表記の元になった資料が不明なので、出典を明記すべき。

参考までに記せば、本邦産淡水藻類目録として現段階で最新のものの一つである『平成20年度版河川水辺の国勢調査生物リスト・動植物プランクトン』（国土交通省，2008年）のリストと比較・対照すると、評価書案に記載されたリストは種名（学名）が異なるものが多い。

◆種名配列が分類群ごとにアルファベット順になっているのは、オカシイ。同じ水生生物でも魚類、底生動物は分類体系順の配列になっており、また、陸上植物の場合も分類体系順になっている。付着藻類だけアルファベット配列にしたのは、どのような意図によるものか？

◆種数のカウント方法が間違っている。あるいは、一方的な方法に従っていない。

全体リストとして見た場合、No.7、18、24、51、53、57に記載されたタクサ（分類群）は、いずれも種数にカウントすべきではない。

なお、個々の検体ごとに種数を集計する場合は、

付着藻類の分類体系、分類配列、種名（学名）の表記の元となった主な資料は以下のとおりです。

- ・「環境微生物図鑑」（平成8年、講談社）
  - ・「日本淡水産動植物プランクトン図鑑」（平成14年、名古屋大学出版会）
  - ・「淡水珪藻生態図鑑」（平成17年、内田老鶴圃）
- 予測評価書では、これらの資料を記載することとします。

なお、これらの文献に従って分類した結果、「平成20年度版河川水辺の調査生物リスト・動植物プランクトン」（平成20年、国土交通省）リストに記載された種名（学名）と異なるものもありますが、誤りではないため大きな問題はないと考えています。

分類には上記3種の資料を用いましたが、各分類群（綱）における科名、属名などの配列順が資料により異なっているため、予測評価書案ではアルファベット順の配列としました。

今回ご指摘いただいた種については、顕微鏡により形態を観察した結果、出現している同じ分類群の他の種と重複する可能性はない、または極めて低いと判断されたため、別種として計数しました。

カウントすべきでない種は、これとはまた別になる。

◆付着藻類細胞数の単位が（細胞数/cm<sup>2</sup>）となっているが、その単位に従うと、各地点・各季節の現存量が全般にかなり少ないように思われる。本邦河川の付着藻類現存量平均値と比べて、1～2オーダー程度少ないのではないか。ただし、当方が冬季（今年2月）に現地を見た限りでは、付着藻類の着生状況は良好で、現存量もかなり多いと観察された（採集はしていません）。

あるいは、記載された単位は（細胞数/mm<sup>2</sup>）の間違いではないか？再確認されたい。

◆表の右欄に「重要種」とあるが、これは、魚類、底生動物に合わせて「注目種」とすべき。

◆No.22：スペルミス。正しくは *Gomphonema pseudoaugur*

◆「表5-2-9-48 注目すべき水生生物の選定基準」のなかに、付着藻類を対象とした③「環境省レッドリスト（植物Ⅱ・維管束植物以外）」が含まれていない。すなわち、「注目すべき付着藻類」（550p）の抽出には不備がある。

#### (2) 予測・評価（551～565p.）について

これについては、特に意見はありません。というか、意見しても受け入れられる余地はないであろうと承知（観念？）しております。それというのも、

「建設工事による河道内の改変はなく、また濁水等の発生は極力抑え、河川に放流する場合は沈砂池経由で行う。従って、工事に伴う魚類および底生動物の「注目すべき種」に対する影響は少ない。」（要約）

とのことですから。はあ、左様ですか。せいぜい不慮の重大事故（濁水以外の河川環境破壊に繋がる事故）によって、例えばホトケドジョウが絶滅したりすることのないよう、工事に際しては十分に留意してください、と言い置くしかありません。もちろん、ホトケドジョウのみならず、普通のド

単位は（細胞数/cm<sup>2</sup>）で間違いありません。付着藻類の採取にあたっては、「平成18年度版 河川水辺の国勢調査基本調査マニュアル【ダム湖版】」（平成18年、国土交通省河川局河川環境課）を参考に、適切な手法で採取しました。

「注目種」に訂正します。

*Gomphonema pseudoaugur* については、*Gomphonema pseudoaugur*と記載される場合もあり、今回は*Gomphonema pseudoaugur*と記載しました。

注目すべき種の選定基準には、「環境省レッドリスト（植物Ⅱ 維管束植物以外）」も含めて注目すべき種の抽出を行いました。予測評価書案には、選定基準に同文献を記載していませんでした。予測評価書では、「環境省レッドリスト（植物Ⅱ 維管束植物以外）」を選定基準に追加記載します。

対象事業では、西沢において護岸改修や河床掘削等の水生生物に著しい影響が及ぶおそれのある工事は実施しない計画ですが、工事期間中には河川環境の破壊に繋がるような事故の無いように十分注意します。

ジョウだって、あるいはアブラハヤだって、いなくなっただけは困ります。

ひとことだけ蛇足を付け加えておけば、予測・評価の対象となる「注目すべき魚類」として、コイ（恐らく地元住民により放流されたもの）とホトケドジョウ（在来種）とを同レベルで記載するようなことは、評価書案自体のレベルを疑われるだけなので、出来ればやめていただきたいかった。もしそれが、『神奈川県レッドデータ生物報告書2006』に単純に従ったものであるとするならば、県レッドデータ生物報告書のレベルからして疑ってかかるべきでしょう。いや、そういう言い方は不適切ですか、同報告書の作成方針、貴重種選定基準、種ごとの記述内容を「深読み」したうえで、それ相応の記載に変更すべきだった、と言うべきでしょうか。ハッキリ申して、放流されたコイなんてブラックバスと同レベル、西沢の在来水域生態系にとっては却ってメイワクな存在でしかないのですから。いや、蛇足でした。

最後になりますが、地域住民の総意を踏まえた、皆が納得し満足するような「立派なゴミ焼却施設」が将来出来上がらんことを一市民として期待しております。そのためにも、キチンとした「評価書」が上梓されんことを切に望みます。

「神奈川県レッドデータ生物調査報告書2006」（平成18年、神奈川県立生命の星・地球博物館）によれば、コイは情報不足、ホトケドジョウは絶滅危惧ⅠB類として判定されていますが、予測評価書案では、注目すべき種に及ぼす影響を的確に予測評価するため、注目すべき種の選定基準である法令や文献に記載されている種を全て注目すべき種として抽出し、予測評価の対象としました。

## 10 景観

主な意見の概要	意見に対する見解の概要
<p>図5-2-10-3(1)から3(11)の中の遠景以外（3(5)、3(11)）は大いに景観に影響を与えている。景観に影響を与える建設物とはどんなものを指すのか、理解に苦しむ。</p>	<p>■景観の予測評価について</p> <p>新たな工場棟及び煙突などの構造物の建築では、地域特性に配慮し、「秦野市景観まちづくり条例」（平成17年12月13日 条例第26号）及び「ふるさと秦野生活美観計画」（平成18年4月、秦野市）に基づいた建築物の計画を進めていきます。建築物の高さ、形状、配置については、予測評価書案P.573「図5-2-10-2 建物配置計画（イメージ図）」に示すとおり、できるだけ低層としながら、外壁のセットバック等を行うことで、建物ボリュームによる威圧感を緩和します。</p> <p>また、建物の外壁や煙突の色彩についても、「生活美観ガイドライン」（平成18年4月、秦野市）に示す、秦野で多く使用され、自然やまち並み景観に調和しやすいものとし、既存建築物との調和も検討します。</p> <p>植栽については、実施区域内の施設外周部に高木を中心とした樹木を多く植栽します。</p> <p>これらの樹木による遮蔽効果や、建築物外壁の意匠、色彩に配慮することにより、周辺景観への違和感をできるだけ軽減する計画です。</p> <p>これらの樹木による遮蔽効果や、建築物外壁の意匠、色彩に配慮することなどの環境保全対策を講じることで景観への影響は小さいと評価しています。</p> <p>なお、実施区域は、現在、し尿処理施設として土地利用が図られています。</p> <p>■煙突が景観に与える影響について</p> <p>煙突形状につきましては、今後、詳細設計により最終的に検討することになりますが、特に形状や色彩について配慮を行い、周辺景観への調和に努めます。</p> <p>また、市民の憩いの場である弘法山公園展望台からの眺望景観にも配慮します。予測評価書案P.580「図5-2-10-3(5) 主要な眺望地点からの景観の変化の状況（弘法山公園展望台）」に示すとおり、煙突高さが80mの場合、公園展望台からの眺望において、落葉期のみ木々の間から、対象事業の煙突先端部を僅かに視認することができると思われますが、着葉期には、葉により遮蔽され、視認することができなくなることから、公園展望台からの眺望景観への影響は小さいと評価しています。</p>
<p>市民の憩いの場に、煙をはき出す高い煙突がつけられても景観に影響が無いというのであれば、どんな形の煙突なのかその形状を図示してください。</p>	
<p>予測評価書案には「景観に変化が生じる」と書かれており、一方「景観への影響は小さい」とも書かれているので理解しにくい文です。いずれにしても、建物の色を工夫しても、建物のまわりに木を植えてみても、巨大なごみ処理施設の出現が緑ゆたかな景観を大きく変えることは確実です。弘法山公園を訪れる市民やハイカーの大多数は景観の変化を望んでいないと考えられます。</p>	
<p>高さ80メートルのごみ焼き用煙突が景観にあたる影響が少ないというのなら、その根拠を示してください。市民憩いの場にふさわしい煙突があるのなら教えてください。</p>	
<p>桜の季節ともなると、多くの方々に賑わいの場所であるが、初めて来られた人の多くは山々の眺望に誘われ、撮影シャッターなど楽しい場所でもあろう。しかし煙がたな引く煙突がわずかでも目の前の視界に入ったらどうだろうか。煙突が高いか低いかのレベルの問題ではなく、景勝地としての価値が台無しになるのではないだろうか。</p>	
<p>高さ80メートルのごみ焼き用煙突は著しく景観をそこなうと思います。</p>	
<p>弘法山ハイキングの美観をそこねるか心配です。「高い煙突」</p>	
<p>丹沢・弘法山県立自然公園は、市民の大切な（レクリエーション）財産子孫に残すべき物です。</p>	

出る煙の色も示してください。

■煙突排ガスの色について

焼却により発生するばいじんは、バグフィルタで除去した後に排出するため、煙突からの排ガスが煙として見えることはありませんが、冬季や梅雨時等には排ガス中の水蒸気が冷えて凝結し、水滴となって白く見えることがあります。このような現象についても気温 4℃以上、湿度 60%以下の気象条件で、排ガスを加温して温度を高くする方法や、排ガス中に温風を吹き込む方法等により見えなくなるように対策を講じます。なお、過去 10 年間の気象データによると、雨天時を除く 9～16 時の間で白く見えるのは年間 15 日程度です。

## 1.4 安全（交通）

主な意見の概要	意見に対する見解の概要
<p>供用開始後にごみ収集車両が、計量待ちで渋滞して市道63号線にはみ出すことのないような敷地内配置計画となっているか、ご検証ください。</p> <p>計画施設の計量機設置予定数は、2台です。各1台ずつ施設の出入口に配置するものと想定します。そして、ごみ収集日には“一般持込みごみ”も受け付けるのであれば、一般持込みごみの受付・計量時間により、一時的に20台前後の収集車両の“計量待ち”が想定されます。この滞車スペース約20台分が、計量機手前に確保されていますか？そのスペースが不十分であると、建設敷地前の市道63号線に渋滞車両があふれ出るようになると思われる。</p>	<p>■ごみ収集車両の計量待ち渋滞について</p> <p>工場棟には周回道路を設け、敷地内に進入した収集車両は、周回道路上に置かれた計量機で計量します。</p> <p>仮に20台前後の収集車両の計量待ちがあったとしても、周回道路が待避スペースとなることから、市道63号線に溢れ出ることはありません。</p>
<p>河原町交差点は現状でも、朝夕には激しい渋滞で困っているのに、新たな通行量増加で影響ないはずがない。だから「著しい」の文字を付け加えているのだろう。悪影響をもたらす通行量増加は、やめよ。また、河原町交差点の渋滞を受けて、東側の室川橋交差点では、大根方面からの車が激しい渋滞にあって困っている。さらに困らせてはならない。</p>	<p>■河原町交差点等における渋滞について</p> <p>河原町交差点における流入交通量は、現地調査結果によると28,865台/日（12時間交通量：7～19時）であり、対象事業による河原町交差点における交通量は、最大で、工事中に74台/日、供用開始後に148台/日を想定しています。また、交差点構造等を考慮した交差点需要率の予測結果においては、最大で、交差点交通流に支障が出るといわれている0.9を下回る0.684となっています。</p> <p>また、工事中における工事用車両の走行時間帯は、主に8時30分～17時、供用開始後における可燃ごみ収集車両の走行時間帯は、主に9～17時であるため、朝夕の混雑時に走行する関係車両は少なくなります。</p> <p>これらのことから、対象事業以外の一般車両数の変動等により、時期、時間によっては一時的に交通の流れが悪くなることも考えられますが、対象事業の実施による影響は小さいものと考えます。</p>

1 5 その他

主な意見の概要	意見に対する見解の概要
<p>1300℃という超高温の熔融炉を内在させる施設をつくり、高温の排ガスを毎日、四六時中排出する。なのに、熱害については一切無視されている。</p>	<p>■煙突排ガスの熱による影響について 対象事業では、排ガスの煙突での出口温度を200℃と設定しています。この排ガスの温度は、風下に流されるに従い急速に常温に近づきますので、これまで、煙突排ガスを排出する施設において、熱による影響が問題となった事例はありません。なお、現伊勢原清掃工場も山腹に立地していますが、煙突排ガスの熱による影響が周辺に発生したことはありません。</p>
<p>環境影響予測評価書案661頁に「表6-1 対象事業の実施に必要な許可等の種類及び内容」が掲載されている。それについて質問します。又、神奈川県が指導しているPRTRとの関連はどう解釈すべきなのか？</p> <p>①特定施設設置届出 ダイオキシン類対策特別措置法・・・ダイオキシンが発生しても外部に一切漏洩しない施設であるはずなのにダイオキシン類の規制は全く不要と考える。</p> <p>②危険物の貯蔵所の設置許可申請 危険物保安監督者の届け出 消防法・・・環境影響予測評価書案の中で危険物の消費数量等を審らかにした部分を見落したらしい。もし、記載されていなかったら危険物の貯蔵所の設置許可申請は不要と考える。種類としては灯油としているが消費数量が少量でも記載すべきではないのか？重油は使用しないのか？</p> <p>③毒物劇物取扱責任者の届出 毒物及び劇物取締法・・・毒物及び劇物の消費数量等を審らかにした部分を見落したらしい。もし、記載されていなかったら毒物劇物取扱責任者の届出は不要と考える。種類として「アンモニア、苛性ソーダ、塩酸等」としているが「等」では分らない。少量でも横着しないで記載すべきではないか？極少量でも猛毒という場合がある。ある物質など1グラムで1万人の生命を奪うなんて宣伝していたのは厚生労働省とマスコミではなかったかな？</p>	<p>■対象事業の実施に必要な許可等の種類及び内容について</p> <p>①対象事業は、廃棄物焼却炉のため、ダイオキシン類対策特別措置法（平成11年7月16日 法律第105号）により特定施設と指定され、設置の届出を行います。また、対象事業は、「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」（平成11年7月13日 法律第86号）によるPRTRの対象となります。この法律に従い、対象化学物質の環境への排出量と廃棄物に含まれて事業所の外に移動する量との届け出が義務づけられます。ここで対象となるダイオキシン類については、煙突排ガスによる排出及び焼却灰による移動について毎年国へ届け出て、その届出量が公表されることとなります。</p> <p>②予測評価書案P.603「表5-2-13-1 危険物等の種類、貯蔵量及び貯蔵方法の計画」において、灯油等を含む危険物等の貯蔵量を記載しています。また、重油は使用しません。</p> <p>③予測評価書案P.603「表5-2-13-1 危険物等の種類、貯蔵量及び貯蔵方法の計画」において、「毒物及び劇物取締法」に指定されているアンモニア、苛性ソーダ、塩酸の貯蔵量を記載しています。その他、指定されている物質以外にも、凝集剤、凝集助剤、滅菌剤、重金属固定剤、亜硫酸ソーダについて、併せて貯蔵量を記載しています。なお、これらの危険物等につきましては、安全な保管、確実な管理を行うための管理規定を定め、適切に管理します。</p>
<p>ガス化熔融炉は、過去に爆発事故が起きていて、危険性が高いと聞いたし、24時間稼働させるのは、温暖化の助長で環境には良くないと思います。</p>	<p>■地球温暖化について 焼却能力、安定燃焼の維持、確保のため、24時間稼働をすることが必要ですが、ごみ焼却量の削減や焼却に伴う熱エネルギーを利用した発電を行うなど、現施設（伊勢原清掃工場）の二酸化炭素</p>

	<p>排出量と比較して 7,925t-CO<sub>2</sub>/年の二酸化炭素排出量を削減します。</p>
<p>施設の発電設備能力の設定は、供用開始後の施設使用電力料金を左右する重要なポイントです。タービン発電設備の特徴は、その定格出力近傍の狭い範囲内で高効率発電が可能のためです。</p> <p>従って、大きな発生熱量の変動がある当該施設では、稼働時の最も発現頻度の高い焼却熱量の範囲を発電設備の設計ポイントとして発電出力を設定しているのか、ご確認ください。</p>	<p>■発電設備能力の設定について</p> <p>発電効率については、発生熱量の変動がありますので、単に高質ごみでの設定ということではなく、発現頻度の高い熱量、蒸気条件によっても発電効率が変わってきますので、これらを加味した条件設定を考えています。</p>
<p>施設工事中ならびに施設稼働時の夜間照明については、昆虫等の誘引をしない照明方法にすることを要求します。</p> <p>貴重な生態系を夜間照明で、攪乱することがあってはならない。</p>	<p>■夜間照明について</p> <p>クリーンセンターは、24時間稼働であり、屋外には街路灯等を設置する予定です。これらの施設からの照明が周辺への環境に影響を及ぼさないよう、照明数の抑制、設置場所や設置方法の工夫、上方へ漏れる光が少ない照明器具の採用等による光の拡散の抑制、適切な輝度の光源や昆虫等の誘引が少ない波長の光源の採用等の措置を講じます。</p>
<p>クリーンセンター建設事業環境影響予測評価書案（以下「評価書案」という）については、稼働中の処理施設の老朽化が進み建設を急ぐことは理解するとしても、特に大気汚染、土壌汚染に関して極短期間のデータにより長期の予測をし、報告書の体裁を整えようとする姿勢に対して、不満と不安を感じるところであります。</p>	<p>■現地調査期間について</p> <p>大気汚染の現地調査については、「神奈川県環境影響評価技術指針解説」によると、「把握する情報は至近のものとするよう努め、季節による変化を把握する必要があるものについては、原則として1年間にわたって調査を行う。」とされており、対象事業の環境影響評価における現地調査については、平成19年4月～平成20年3月の1年間に実施しました。</p> <p>また、土壌汚染の現地調査については同書において、「降水量、気温等の季節変化等の変化を想定し、1年間のなかで適切な時期を設定する。」とされているほか、「ごみ焼却施設環境アセスメントマニュアル」（昭和61年、(社)全国都市清掃会議）では、「調査は原則1回」とされていることなどを参考に年間1回の実施としました。</p> <p>なお、調査、予測の手法については、実施計画書の審査において審査会で審議されています。</p>
<p>今般のアセス案全般にわたって、「環境基準値以下であり・・・」と予測データを自信を持って市民につき出すが、「ならば、本当に安心なのか？」と問い返したい。そもそも環境基準などというものは、決して命や健康を守るもの、指標ではない。NO<sub>2</sub>のそれは、制定された当時は「0.02ppm以下」</p>	<p>■環境基準について</p> <p>環境基本法（平成5年11月19日 法律第91号）により定められている環境基準とは、以下の様なものです。</p> <p>-----</p> <p>《環境基準》</p> <p>人の健康の保護及び生活環境の保全のうえで維</p>

<p>だった。それが3年もしないうちに「0.06以下、または0.04～0.06のゾーン内」とされてしまった。財界、産業界の圧力に、当時の環境庁が屈したのだ。NO<sub>2</sub>が0.06ppmの空気というのは、R246沿いや東名をまたぐ橋の上の様なキタナイ空気だ。それがどうして人々の健康を守る指標たり得るのか？</p> <p>例えば各汚染物質を環境基準いっぱい汚した空気があるとしよう。お役人の面々、あなたたちの子どもや孫がそんな空気を吸って暮らしていかなくてはならないとなったら、「それも良し」と言えるのか？環境基準いっぱい汚した水道水をゴクゴク飲ましてあげる事ができるのか？実施区域周辺地域の空気は、現状の汚染濃度が環境基準なのである。大都会や川崎の工場地帯と一緒にするな！</p>	<p>持されることが望ましい基準として、終局的に、大気、水、土壌、騒音をどの程度に保つことを目標に施策を実施していくのかという目標を定めたものが環境基準である。</p> <p>環境基準は、「維持されることが望ましい基準」であり、行政上の政策目標である。これは、人の健康等を維持するための最低限度としてではなく、より積極的に維持されることが望ましい目標として、その確保を図っていくとするものである。また、汚染が現在進行していない地域については、少なくとも現状より悪化することとならないように環境基準を設定し、これを維持していくことが望ましいものである。</p> <p>また、環境基準は、現に得られる限りの科学的知見を基礎として定められているものであり、常に新しい科学的知見の収集に努め、適切な科学的判断が加えられていかなければならないものである。</p> <p>-----</p> <p>対象事業の実施にあたっては、人の健康の保護及び生活環境の保全のうえで維持されることが望ましい環境基準を守ることはもちろん、できる限り環境影響の小さい、安心で安全な施設の建設を行います。</p>
<p>クリーンセンター建設に際して、環境影響を予測した「評価書案」およびその資料編は、秦野市立図書館ならびに各地区にある公民館に併設されている図書室に保管し、市民が自由に閲覧できる配慮を要望します。</p>	<p>■予測評価書案の自由閲覧について</p> <p>「実施計画書」、「予測評価書案」、「意見・見解書」及び「予測評価書」については、秦野市立図書館に蔵書として備え付け、市民が閲覧できるようにします。</p> <p>市内公民館への上記図書の配架についても、「予測評価書」の縦覧期間終了後から1年間程度、閲覧ができるように配慮します。</p>
<p>秦野市はこれまでも美しかった里山風景を区画整理事業と称して数かぎりなく無駄な税金を使い、かわりに無機質なコンクリート風景を出現させてしまった経緯がある。それらは、その後の有り様を検証することなく、本当に必要な事業だったのか反省もせず今に至っている。そして今度は弘法山山麓で同じような事を繰り返そうとしているのだろうか。しかも高濃度ガスを山に吹きかける恐れのある施設と一緒に。</p>	<p>■その他ご意見について</p> <p>本市においては、人口や世帯数の増加に対応するための新たな住宅用地の創出について、多くの地域で土地区画整理事業が活用されており、宅地の利用増進と公共施設整備を一体的に進めております。そうした中、区画整理事業においては、土地区画整理法や県のみどりの協定実施要綱に基づき、公園や緑地を確保するとともに「地区計画制度」により、周辺の自然環境と調和したまちづくりを行っております。</p>